

第五十五回国 参議院商工委員会會議録第十四号

(三六)

昭和四十二年七月四日(火曜日)
午前十時三十五分開会

委員の異動

六月三十日
横井 太郎君 補欠選任
和田 鶴一君 園田 清光君
鈴木 強君 堀本 宜実君
竹田 現照君

七月三日

辞任
園田 清光君 補欠選任
堀本 宜実君 横井 太郎君
津島 文治君

出席者は左のとおり。
委員長 鹿島 俊雄君
理事 井川 伊平君
近藤英一郎君
柳田桃太郎君
阿部 竹松君

委員 重政 庸徳君
津島 文治君
横井 太郎君
大矢 正君
小柳 勇君
竹田 現照君
椿 繁夫君
矢追 秀彦君

國務大臣

通商産業大臣 菅野和太郎君
國務大臣 二階堂 進君

政府委員

科学技術庁長官 小林 貞雄君
官房長

科学技術庁研究 高橋 正春君
調整局長
科学技術庁原子 村田 浩君
力局長
通商産業政務次 栗原 祐幸君
官
通商産業省鉱山 中川理一郎君
保安局長 影山 衛司君
中小企業庁長官 小田橋貞寿君
事務局側 常任委員会専門 岡野 澄君
員

説明員
文部省大学学術 高木 昇君
局審議官
科学技術庁宇宙 堀本 宜実君
開発推進本部長
東京大学宇宙航 空研究所長
運輸省自動車局 岩田 弘文君
通運課長 建設省道路局企 豊田 栄一君
画課長

本日の會議に付した案件

- 原子力基本法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 動力炉・核燃料開発事業団法案(内閣送付、予備審査)
- 産業貿易及び経済計画等に関する調査(宇宙開発に関する件)
- 中小企業振興事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鹿島俊雄君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の変更について御報告いたします。去る六月二十九日、津島文治君が辞任され、その補欠として和田鶴一君が選任されました。翌三十

日、横井太郎君、和田鶴一君及び鈴木強君が辞任され、その補欠として園田清光君、堀本宜実君、竹田現照君が選任されました。また昨日、園田清光君及び堀本宜実君が辞任され、その補欠として横井太郎君及び津島文治君が選任されました。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、原子力基本法の一部を改正する法律案及び動力炉・核燃料開発事業団法案の両案を一括して議題といたします。

両案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、本日は、まず政府委員からその補足説明を聴取いたします。村田原子力局長。

○政府委員(村田浩君) 去る六月十五日でございしましたか、長官より原子力基本法の一部を改正する法律案並びに動力炉・核燃料開発事業団法案につきましまして、その提案理由の説明を申し上げたわけでございますが、本日は、その背景並びに内容につきましまして、私より補足して説明させていただきます。

わが国将来のエネルギーの需給状況並びに原子力発電の必要性につきましては、委員各位とも十分御承知のことでございますが、この点、簡単に触れてみますと、お手元に配付いたしました資料「図説・動力炉開発計画」をごらんいただきましたとして、その三ページに、わが国将来のエネルギーの需要の見通しがグラフで出てございしますが、この第一図に見られますように、これは全体のエネルギー需要を石油に換算して書いてございしますが、昭和六十年には石油換算六億キロワットに達するという膨大な需要が想定されております。しかも、その大部分が輸入のエネルギーに頼らざるを得ない、簡単に申しますと、輸入の石油に頼らざるを得ない、こういう状況で、いわゆる国産エネルギーでまかなえる部分というのは、きわめて少ないということに相なるわけでございま

す。そのような状況をその第一図の下の方に円グラフで示してございまして、昭和六十年には全体の約七五%を石油に依存せざるを得ないという状況になっております。そこで、エネルギー需要増の中でも最も重要な電力需給の見通しでございますが、この点につきましましては次の五ページをごらんいただきますと、五ページの下の第二図Bにおきまして、将来昭和七十五年まで、つまり紀元二十一世紀までの電力の需給関係を見てございしますが、全体の中で昭和六十年ごろ以降になりますと、水力、火力による部分はほとんどなくなりまして、六十年以降はほとんど原子力に依存していくという形をとらざるを得ない、こういう状況であるわけでございします。これはわが国の電力需要増が御案内のとおり非常に急速に伸びているということからくるわけでございまして、四ページにも書いてございしますように、四十年を基準といたしますと、五十年は二倍、六十年に至つては四十年の五倍もの電力を必要とする、こういう見通しでございします。こういう状況でございしますために、各国とも将来の電力生産面におきまして原子力発電に大きく依存しよう、こういうふうな考えをおるわけでございまして、その状況は次の第七ページ第三図にございしたとおりでございします。第三図におきましてはアメリカ、イギリス、西ドイツ、フランス、イタリア等主要国におきまして、昭和六十年ごろまでの原子力発電計画をグラフにしたものでございしますが、ごらんのとおりアメリカにおきましては昭和四十年には百八十万キロワットであつた。これが四十一年からことしにかけて非常に大きな原子力発電計画を打ち出してございまして、本文にもございしますように、この一年間にアメリカで建設が契約されました原子力発電の量は、実に二千四百万キロワットにも達しておるわけでございします。さらにイギリスにおき

けであります。

そこで、これらの炉型をどういうふうにして開発し、発電計画に取り入れるかでありますが、これらの新しい炉型は当然のことながら各国が現在もう競争して開発中でございますので、わが国においても技術開発の重要性を考えますときに、ただ単に外国の技術に依存するわけにはまいりません。そういった点を勘案しまして、国の力をあげて新しい動力炉をわが国の手で開発していく必要がある、そうして最も適切な時期に適切な形でこれを発電計画に組み入れていく、そのことによりわが国における原子力発電計画を最も効率的に進める必要がある、このように考えられたわけであります。

そこで、この新しい型の動力炉を開発する事業団が必要なのでございますので、ここに新たに動力炉・核燃料開発事業団を設立していただき、この事業団を中核の機関として、国の総力をあげて、官民の力を結集して諸外国に負けない速度でこれらの新しい動力炉を実用化し、組み入れていくようにしたい、このように考えた次第であります。

そこで、次のような経緯で考えられましたこの動力炉・核燃料開発事業団につきまして、先般提案理由説明でも申し上げたわけでありますが、簡単に要点だけ説明申し上げます。

まず第一に、この事業団が行ないますところの業務でございますが、大別しまして二つございいます。一つは新型転換炉並びに高速増殖炉の開発というものでございます。それからもう一つは、核燃料関係の開発並びに事業を行なうことでございます。

動力炉関係について申し上げますと、動力炉関係では、ただいま申しましたように、従来在来型と述べられておりますところの動力炉の開発は、主として民間の努力に期待いたしまして、この事業団では新しい動力炉、つまり高速増殖炉と新型転換炉の開発を進めてまいりましてございしますが、ここで高速増殖炉あるいは新型転換炉といいますが

のを、どのように定義づけておるかといいますが、この事業団法案の第二条にも示してございまして、高速増殖炉といいますが、これは、炉の中で主として高速の、スピードの早い中性子によって原子核分裂の連鎖反応が行なわれる原子炉でございます。その結果、原子炉の中で消費されまして核分裂性物質よりも副産物として生成される核分裂性物質のほうが多いものを申しまして、簡単に申しますと消費されたウラン二三五あるいはプルトニウム二三九のほうが多い、つまり燃料の増殖ができる、こういうものを増殖炉と呼んでおります。高速の中性子を使いますので高速増殖炉というわけでございます。

他方、新型転換炉は同じく第二条の定義にございまして、原子炉内における核分裂の連鎖反応が主として熱中性子で行なわれるものをいいます。熱中性子と申しますのは、高速中性子が漸次炉の中で動き回るときに速度が落ちてきて、大体数万分の一程度におそくなります。このようにおそくなった中性子を使って連鎖反応を起こすものでございまして、在来型等はすべてこれに類していることは先ほどの図面で御案内のとおりであります。ところが、そういったものの中で、政令で指定する転換比を持つもの、つまり消費された核分裂性物質の量に比べて副産物として新たに生成される核分裂性物質が政令で定める比率以上のものというところにいたしてあります。この「政令で定める比率」といいますのは、今後の設計にまたねばなりません。概略私どもの考えておりますのは〇・八程度以上と思っております。つまり十燃えまして八つは新しい核分裂性物質がでます。現実には、しかしながら新型転換炉に属しますものの数多くある中でわが国が開発しようと思っておりますのは、先ほどの燃料経済という点を中心に考えまして、重水減速沸騰軽水冷却型というものを選定いたしてございまして、この型の炉を開発してまいらう、こういうわけでございます。この型の

炉は、うまくまいりますと天然ウランでこれを動かすことができます。あるいは天然ウランにプルトニウムを混ぜて運転することもできる。この点におきまして諸外国に例を見ない一つのわが国独自の形ということに相なるわけでございます。

そこで開発のスケジュールは、この図説の資料でございまして、三十七ページ第十七図にございまして、四十二年に事業団が設立されまして、そのときから具体的に始まりまして、新型転換炉については四十五年までに設計を進めて建設にかかり、四十九年中に建設を終わし、五十年には試運転、直ちにこの発電に移る、こういうこととございまして、他方、高速増殖炉につきましても、二つの原子炉を実際に建設するわけでありまして、一つは実験炉、一つは原型炉と申しております。実験炉のほうは四十四年から建設にかかりまして四十七年中に完成し、引き続き試運転に入る、で、きり上がった後は種々の実験に使うとともに、将来の高速増殖炉用の燃料の試験等を重点的にやってまいりたいと考えております。それから原型炉につきましては、昭和四十四年ごろから設計に入りまして四十七年末に建設にかかり、五十年に建設を終わし、五十一年から試運転に入る、こういうふうなプログラムを組んでございまして、申し落としましたが、新型転換炉の原型炉と申しますのは電気出力にして約二十万キロワット程度を考えております。また高速増殖炉における原型炉としましては、設計が煮詰まらぬと確定いたしません。大体電気出力で二十万キロワットから三十万キロワットを考えております。で、このような原型炉、実験炉の建設並びにこれをサポートする諸種の研究開発、これを事業団の中核として行なうわけでございます。これに要します資金は、同じ十七図の下にございまして表のように、十年間で総額約二千億円を予定いたしております。この二千億円のうち高速増殖炉関係が約千二百七十億円、それから新型転換炉関係が約六百七十億円くらいに相なるわけでございます。さらにこの図にはございせんが、

人員といましてはこの動力炉開発に必要な人員は、昭和四十九年あるいは五十年ごろの最盛期におきましては大体千二百人程度がこの計画に取りかかる必要があるというふうに推定いたしてございまして。

大体の動力炉開発の内容は以上のとおりでございますが、この事業団をつくりましてこの開発計画を進めるにつけて、いわゆるその運営につきましましては、いろいろと新しくうまいりまして、必要があると思っております。と申しますのは、このような開発計画というのは、わが国でこれまで経験したことのないような大型の開発プロジェクトでございますので、先ほど来申し上げましたように国の総力を結集して当てる必要がある、同時に、計画を新しい分野で進めるにあたっては、常にこの計画の進捗状況というものを的確に評価しつつ行なう必要がある、こういうことから、俗に申しますチェック・アンド・レビュー方式というものを十分に取り入れてやりたい。具体的には、このごろ発達しております電子計算機等を十分に縦横に駆使いたしまして、プログラム・エバリュエーション・アンド・レビュー・テクニックという新しい技術などを十分使いたして的確なる計画の進展をはかりたいというふうに考えております。

それから第二には、総力を結集するというような趣旨から、原子力研究所をはじめ大学あるいは民間の研究機関等を動員する。そのためには、法案にもございまして、一つの基準を設けまして、この基準に沿って研究開発の委託を十分に行ないまして、そのようなことから総力を結集して、この事業団が中心となる的確なる有効なる計画の進展をはかるようにしたい、こういうふうに考えております。

で、このような進め方につきましては、当法案の第二十五条にございまして、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が定めるところの基本方針及び基本計画をもって事業団の運営方針に当てるようにしたい、こういうふうに考えて

おります。

このような考え方です。事業団の性格は、したがっていわば動力炉開発につきまして、わが国の研究開発の中核的役割をいたす機関でございます。この立てられました開発計画についての責任を全面的に負いますとともに、各関係機関の力が十分発揮できるようにこれをもつていく、そういう役割を持っているわけでございます。対外的な協力ということも必要でございます。そういう点につきましても事業団が責任機関としてこういった国際協力の実現等についても進めてまいり、こういうことを考えているわけでありまして。

以上、この事業団の動力炉開発関係の業務について申し上げたわけでございますが、この事業団は、設立にあたりまして、現在でございます原子燃料公社、これを解消いたしまして、それが現在行なっております仕事を全面的に承継することになしてございまして。

このような形にいたしましたのは、一面、政府の政策として、新しい公社、公団等をいたすにふさわしいという政策に沿ったこととございまして、他方、また動力炉の開発というものが核燃料の開発と密接不可分である、こういった点も配慮いたしまして、従来、燃料公社で行なわれておりました核燃料の開発ということとをあわせ進めることによつて、わが国として最も適切な動力炉並びに核燃料の開発を確保してまいりたいという考え方を持っているわけでございまして。そこで、この事業団につきましても、核燃料関係で従来燃料公社がやっておりましたような業務をその業務の範囲に掲げてございまして、国内における探鉱、国内における核燃料の生産あるいは保有さらに再処理の業務もこの事業団で行なうことにしてございまして。特に今後重要な問題であります核燃料の確保につきましては、国内における探鉱のみならず、必要な場合には海外における探鉱も総理大臣の認可を得て行なうことができるようにいたしてございまして。そのほか、もちろん附帯業務

があるわけでございますが、このような趣旨で動力炉・核燃料開発事業団を設立するにあたりまして、原子燃料公社を解消し、その仕事を全面的に承継いたすわけでございまして、これによつて動力炉開発の業務あるいは核燃料開発の業務というものが非常に相互に入り乱れて複雑になり、したがって運営がうまくいかなくなるということがあつてはいけませんので、法案にも三十一条に規定してございまして、区分整理を行なうということとを定めてございまして。つまり動力炉開発関係の業務についての整理とそれから再処理——これは一つの将来事業化されていく要素も持つておりますので——に区分したしまして整理する、それによつてそれぞれの業務が整理し入り乱れて混乱を起こさないように、このような配慮をいたす所存でございます。

最後に、この事業団の組織の模様でございますが、資料の三十九ページ、第十八図をごらんいただきますと、これはまだ決定的なものではございませんが、この動力炉・核燃料開発事業団が設立されました時に、どのような立場で業務を進めていくか、またその内部組織は大体どのようなものになるかということをご参考までに図にいたしました。ございまして、これでごらんのとおり、理事長のもとに副理事長二名置きまして、それぞれの副理事長が、一方は動力炉開発関係について、他方は核燃料開発につきましても、それぞれ責任を持つ形になりまして、その下にそれぞれの理事者がそれぞれの業務を担当して仕事を進める。経理あるいは総務関係につきましても、これは両方に関連いたしますので、両方がそれぞれ協力をしていく、こういう形を考えているわけでございまして。そのことから法案に規定してございまして、理事長一名、副理事長二名、理事八名以内、そのほか動力炉開発を総力結集態勢でもつていくために必要な場合を考慮いたしまして、非常勤理事三名以内を置かしていただくようお願いしてあるわけでございまして。そこで、動力炉、核燃料の開発とい

うものが、いわば車の両輪のごとく理事長のもとに統率されて効率的に進められることを期待いたしておるわけでございまして。なお、理事長、副理事長等の役員は、原子力委員会の意見を聞いて総理大臣が任命いたします。副理事長以下は、理事長に委ねて、理事長が総理大臣の認可を得て任命する。監事につきましては、総理大臣が原子力委員会の意見を聞いて任命する。このような任命方式を考え、このような法案につくつてございまして。

たいへん要領を得ませんでしたかと思ひますが、以上をもつて御説明を終わります。

○委員長(鹿島俊雄君) それではこれより前案の質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○阿部竹松君 この二つの法案は、ただいま衆議院で審議中でありまして、聞くところによりますと、政府が入つておるかどうかわかりませんが、政府で大修正を加えておられるというふうなことも聞いておりますので、条文についてお尋ねをしても、修正されて戻つてきた場合には、違つておきますと論議しても何にもならぬ、まあこういうことになりましたので、この法案がいよいよ回つてきたときに参考になる基本問題とか、アウトラインについてお尋ねしたいと思つたわけなのですが、その前に、きわめて適切な図解説明書をいただきまして、各省の説明書の中できわめて出色の説明書だというふうに思つたのですが、ただ、一つ私懸念に思ひますのは、通産省から今回の国会に出されております石油公団法案ですね。あの石油公団法案のそれぞれの図解説明あるいはこの十三ページに原子力と重油火力の比較が出ておりますね。ただいまの局長さんのお話で承つております、この図解を見ましても、重油のほうがずっと横ばいであるわけですね。あなたのほうの原子力のほうはずっと下降線をたどつておる。まことに望ましい姿になつておる。しかし私どものい

たいは、いわば車の両輪のごとく理事長のもとに統率されて効率的に進められることを期待いたしておるわけでございまして。なお、理事長、副理事長等の役員は、原子力委員会の意見を聞いて総理大臣が任命いたします。副理事長以下は、理事長に委ねて、理事長が総理大臣の認可を得て任命する。監事につきましては、総理大臣が原子力委員会の意見を聞いて任命する。このような任命方式を考え、このような法案につくつてございまして。

の図解はこのようになつておりません。この説明書は有沢さんがやつておられる総合エネルギーの審議会が論議し決定されたものか。それとも国の総合エネルギーとしていろいろ検討されておる経済企画庁の結論を得て出されたものか、あるいは単なるあなたのところで参考資料として出されたものか、それをまず承りたいわけですね。というところは、いま当委員会にかかつておりますY S 11のあの飛行機会社に融資をして、てこ入れするといふような法律、十年前こで論議して決定したときと、もう相当開きがあるわけですね。政府の説明で私も論議したこと、十年後たつた今日とでは相当差がある。これは説明した政府も責任あるでしようけれども、論議したわれわれもこれは当然せしめを免れぬだろうと思ひます。したがつて、これはべらべらと御説明を承つて、通産省の出すデータ、数字とあなたのほうの出す数字と同じでなければならぬわけですね。科学技術庁と通産省と違つておつても、国の将来のエネルギーはどういうそのカーブを描いていくんだということは同じでなければならぬわけですね。したがつて、そういう点について、これは私きわめてりっぱにはできておるけれども、疑問を持つのです。これは経済企画庁が認め、国の総合エネルギーとして、その中でこういうケースでいくんだということ、その点を私は承りたい。

○政府委員(村田浩君) 御指摘のございました資料の第六図の、将来における重油火力発電のコストの見通し並びに原子力発電のコストの見通しにつきましては、右のほうのページに書いてあるとおりでございますが、この根拠は、通産省の総合エネルギー調査会の原子力部会で検討いたしました際の資料によつております。

○阿部竹松君 十三ページにあなたのほうの、この下の方、下降線をたどつておられるのは原子力発電のコストがのくらしい。ところが、重油のほうは平行線、横ばいなんです。しかし、私も原子力のほうはきょう初めていただきましたが、石油の

ほうは商工委員会なものですからいたしておるが、こういうことになっていない。それは本日ここで可決、決定するわけでもないから、通産省と打ち合わせたあと御答弁いただいてもいいわけですが、まあ一つでたらめな図解になると全部でたらめだということに私は即断しながらです。そのあたり明確にお答え願いたい。

○政府委員(村田浩吉) この十三ページの図面は総合エネルギー調査会の原子力部会が相当の時間をかけて検討されます際に、百万キロワット規模のそれぞれの発電所を、重油火力で建設した場合、原子力発電で建設した場合、これは将来のことでありまして、その際の発電コストの関係を一応試算しましてつくった資料でございますので、私どもとしては十分協議して、この見通しを立てておるつもりでございます。私の記憶では、図面がや重油火力の場合横に伸びておる感じの図面になっておりまして、その点ちよつと書き方の点はあるかと思いますが、要するに、右のほうの図面の説明にございますように、将来の昭和六十年ごろの石油の値段がどの程度かということは一つの推定ではございますが、たしか四十五銭程度と見て計算されたのと記憶いたしております。これは試算しましたのが昨年の春でございますので、あるいはその後の状況で多少数字が変わつてきておるかもしれませんが、エネルギー調査会としては、そのときの資料に基づいて将来のコスト推定を行なつておりますので、それと私ども合わせてこの資料をつくつたわけでございます。

○阿部竹松君 次に御尋ねしますことは、ただいま説明された中にあったんですが、アメリカと日本とイギリスの電力料金の関係ですね、アメリカは大きな川があり石炭が安い、油もあるわけですから、十年たつても原子力よりもアメリカは現行のほうが安いですよ。私の見た資料に誤りがないければ、しかしあなたのお説を承るとさういうことにならぬですね。どこで調査されておるか知らぬけれども、さういうことになつておら

ぬわけですね。それからまたこの数字を見ますと、十年後膨大な発電電力が出て市販されることになるんだが、はたしてそれだけの御自償があるかどうか。これははいやみでなしにお伺いしたい、十年たつて、これはいまは生まれる初歩だからやむを得ないと思ひますが、しかしながらこれから東海村、敦賀にもできる。それあたりは石油あるいは重油あるいは石炭、水こういうものの総合したもの総発電電力よりも、はたしてこのとりの数字でこれだけいくかどうかということ。土地一カ所獲得するのでも容易でないでしょう。二年、三年かかる。はたして原子力局長の御答弁なさつたように土地が確保され、それだけの原子力が開発されていくかということ、十年くらい短日数で、もう百万キロワットやしますとあるのは百五十万といふんだつたら理解できますが、はたしてこれだけの膨大な発電電力を持つことが出来るかどうか。私は御答弁がいい悪い、中味がいい悪いではない。私自身ものしろうと考へて、さう思うわけですね。もしこのとおりいかなかつたらさういふことで、十年後あなたを責めるわけにいきませんからね。これはちよつと架空の話といつては極端な表現になります。が、そのような気がしますね、いかがですか。

○政府委員(村田浩吉) まず第一のアメリカにおける原子力発電の今後の見通しですが、御指摘のとおりアメリカにおきましては天然ガスあるいは石油等国内エネルギー資源が非常に低廉であります。特に天然ガス産地では非常に低廉でございますので、これを使用いたします発電所というのは、非常に発電コストが低いわけです。しかしながらごく最近のことでございますが、TVA計画で地元にあります石炭あるいは天然ガス、石油等を使う発電所と、それから原子力発電所等を入札させまして比較検討した結果、大体一基百万キロワットという非常に大きな規模でございますが、一基百万キロワットを二基並べたさういうユニットでございました場合、原子力発電所の発電コストは、これはアメリカの条件においてで

ございますが約九十銭程度、キロワット時で。このことは、その場所におきます非常に安い天然ガスあるいは石炭、石油等を使ひました九十七、八銭というのに比べて、十分に對抗できる発電コストであるということで、TVA当局から原子力発電所の建設が決定された事情もございまして。さういふこともあると思つてございまして。ここに書きましたとおり、この一年間におきまして、アメリカの中において発注されました火力、水力を含めての発電所建設契約のうち、実に七五%が原子力発電所の契約になっておる。と申しますことは、アメリカは民営の電気事業でございますので、やはり発電コストといふものを、大きな要素にして考へておるわけでありまして、その点からしてかなりこの原子力発電のコストの確実性といふことが見通されておる証拠であらうと思つておりました。

それから第二の、わが国の将来のこの規模が、実際に用地などの点で実現可能なかどうか、こゝういふ点でございまして、原子力委員会における御検討でも、あるいは通産省の総合エネルギー調査会における御検討でも、原子力発電の経済性につきましては、先ほど来申し述べましたようなものちよつと幾つかの前提条件がございまして、相当の実現可能性を見ておる。しかし問題は二つあるわけでございます。その第一は、このよう大きな原子力発電計画を支えるに必要な核燃料をどうやって確保するか。それから第二には、ただいま阿部先生御指摘のように、相当の用地が必要となつてまいります。が、わが國のような事情でこの用地の確保をどうしてやっていくか、この二つが今後の原子力発電計画を実現するにあつた重要な問題であるという指摘がなされております。

したがいまして、この昭和六十年度における三千万ないし四千万といふものがどこどこにどのようになつておることは、まだ具体的なところまで煮詰まつておりませんけれども、十年後の六百万キロワットといふことにつきましては、一応各電力会社等でも、通産省はもちろんでございますが、御

検討いただきまして、中に幾つかまだ確定してないところもございまして、ほぼその場所も確定してあります。規模も確定いたしております。それでこの十年後の六百万キロワットといふものは、私どもとしてはその実現性の点で、用地も含め、かなり確実性の高いものと見ておるわけでありまして、その一つの理由は、たとえばいまの東電の福島発電所にいたしまして現在建設中のものは四十万キロワットでございますが、第二号基は七十八万キロワットにすることがすでに確定いたしております。さらに同じ場所、こゝに約百万坪の土地を確保しておるわけでございますので、その同じ敷地の中にさらに二つ、したがいまして合計四つの発電所を持つことが計画されております。同様のことが関西電力の美浜発電所についても、あるいはまた、これはまだ具体化してありませんけれども、原電の敦賀発電所の敷地についても申せるわけでございます。すでに獲得され、建設が行なわれている発電所の用地に、ちよつと火力発電所における二号基、三号基のようになつて原子力発電所が第二基、第三基と出ていくことがかなり確実に見られておりますので、これらの規模を合計いたしますと、ほぼ六百万キロワットといふものが達成可能であらう、こゝう見ておるわけでありまして。

○阿部竹松君 ことばじりを取るわけではありませんが、さうであるといふことで法律をつくるわけにはいかぬわけですよ。私はきのうの石炭がきよの石油であつて、やがてあすの原子力といふように、エネルギーといふものが変遷すると思へておるわけですから、原子力そのものには、平和利用されるのは大賛成なんです。ただいまいまいことして、いまおつちやつたような、であらうといふ、ちよつとできさうもないことをあそこですかといつて賛成するわけにはいかぬ。たとえいまアメリカの電力の話をされましたが、アメリカでは水力、火力を含めて現在一円三十銭くらいでしよう。それと同時に減価償却が全部できたもの

ですからコストは急ダウンしていきませんが、いかにアメリカといえどもいまの力をもってしてこれ昭和七十年、八十年になつたらどうかかわりませんよ。現在の力をもつてすれば、それは日本より安いものができるかもしれぬ。ウランもたくさんある。さりとて、いま申し上げたのとおり一円三十七、八銭の電力コストがぐつと急カーブを描いて減価償却をした今日安くなつておりますから、それといふ匹敵でござんせんよ、アメリカのそれは次回のとにかく委員会までに原子力局長よく調査してください。私の言うのが誤りであるのか、あなたのおっしゃるのがあるのか。現在ではアメリカといえども原子力のほうが高い。しかし百年の大計のためにあなたのおっしゃるように、それは水力も限度があり、油も限度があるわけですから、いかにアメリカといえどもですよ、百年の大計のためにそれはやるでしょう。しかしあなたのおっしゃつたようなあるいは急カーブを描いてやるような発電はやりませんよ、と私は承知しておる。ですからどうも、これ説明はよく理解できます。しかしこういうようなわけにはいかぬのではないかと一点の危惧を持つのです。

それから八戸とか、あるいはいろいろいまおっしゃいましたが、やはり日本人は何というか、科学に理解がないのかどうか別として、特に原子力云々という、核燃料というすぐ広島島の爆弾投下を頭に描いたり、長崎の爆弾投下を、感情論はいけないのだが、頭に描くわけです。なかなかその点について、原子力発電所を置くなどといったら、これは危険であるというのが頭にしみ込んでおるから、なかなか土地を獲得して発電所をつくるというわけにはいかぬと私は思う。そういうのもやはり考慮に入れなければいかぬ。したがってやはり原子力局、これはPRもへたくそだけれども、私はソ連のウズベクというところの原子力発電所を見ましたが、町の高校のようなものです。これは、大臣にもお聞きになっていたきたい。この建物はいなか町の五万人くらいの町の高校のようなものです、針金の鉄条網なんかを三本くら

い回してそこで発電所をやつておる。あれ、日本だったらたいへんです、そんなところへ、東京あたりいざ知らず、どこか、三重県があるいは広島あたりに行つて高校のようなところへ発電所を設けますなつて言つたらこれは大反対。そういうような国民感情があるということも頭に描いて計画を立てておると思ひますが、やはりPRも十分やらなければいけません。原子力局長のいふことは長崎の事件があるもんですから、なかなかぬぐい去られない。したがって、やはり原子力局でやるか、これは科学技術庁全体、ひいては政府全体としてやらなければならぬでしょうが、そういうところのPRもやつておかぬで、ただ法律ができたから土地獲得だ何だと言つたつて、なかなか局長のおっしゃるとおり、十年たつても建物が建つかどうかわからぬ、東海村をこれから見てもまあどうかと思うのですが、初め行つて見たら万里の長城みたいなものを築いておる。むだ金だと思ふ。むだ金であつてもあれを築かない限りは、そこに発電所設置を認めないというから、おそろくあいうことをやつたと思ひますが、むだ金だと思ふ。う。ですから、PRをやつた後にやらなければ、日本の国民は科学に無知である、広島あるいは長崎のことを二十年たつた今日頭に描いて、けしからぬ、これだけではなかなか原子力発電所なんて発達しませんよ。同時にアメリカでは濃縮ウランはくさるほどくさりはせぬし、困らぬでしようが、ウランは必要なんですよ、アメリカはプルトニウムが必要なんです。われわれのことばで言つと、すずですね。それがやはり核爆発の原料の一つにもなるわけですから、やはりアメリカはそういう点を考へて世界各國にウランを売ろうとしてゐるわけでしょう、アメリカの政策、自分のところで使うよりまず売ろうというのがアメリカの政策です。したがつて、いまから十年くらい前、日本はアメリカとイギリスと一ぺん原子力契約を結んだ、アメリカの圧力とかイギリスの圧力とは言ひませんが、出発当時はイギリス型で出発したはずだ。あなたの何代か前の局長さ

んは、いまこうおっしゃるけれども、そういうこととじゃなかつたはずだ。なぜこんなになつたか、ひとつ理由をお尋ねいたします。

○政府委員(村田浩吉) わが国の最初の原子力発電所がいわゆるイギリスのコールダーホール改良型といわれるものを導入し、東海村に建設したことは御指摘のとおりであります。これを当時選ばれましたのは、私どもの承知するところでは、やはり当時の事情といたしまして燃料に濃縮ウランを使うかあるいは天然ウランを使うかこの観点からしたときに、日本のように国内にあまり多くのウランの埋蔵が期待されない場合に、それを海外から入れるとしまして、できるだけたくさん場所から入れる可能性のあるもの、したがつて天然ウラン、これが使用できる原子炉が望ましいのではないかと考えられたこと、それから第二に、このような天然ウランを使う原子炉として、当時すでに海外において開発されておりましたものとしてはイギリスにおけるコールダーホール型とフランスにおけるEDF、こういうものの二つあるわけでありまして、その二つの中では、明らかにイギリスのコールダーホール型のほうが技術的に進歩しておる。いわゆる実証性を持つておる、こういうことから最初の原子力発電所として天然ウランを使用しますイギリス型の原子炉を入れたことになつたと承知しております。しかしこれが、ではなぜいまアメリカの軽水型を主として入れるように切りかわつたかということでありまして、その間にはこの約十年の間において幾つかの情勢の変化がございました。第一は、何と申しましても平和利用でございますから、原子力発電のコストが問題であり、当時天然ウランを使いますコールダーホール改良型と申しますものは、この発電コスト、規模にもよりますが、当時の他の在来燃料に比べて若干高い程度でいけるのではないかと。したがつて、規模が大きくなり、大量生産化されれば、在来の燃料、すなわち石炭とか石油というものに比べて、ほぼ競争可能なコストでできるのではないかとというふうに考えられて

おつたことが一つであります。それから第二には、そういった点で経済性は十分これで達成できると思つておつたわけでありまして、かつまた、いよいよというときは国内の乏しいものでありまして、ウランが使えらるというところが、やはり当時の核燃料の世界の情勢からして、何といひますか、安全保障的な意味が非常に強く感ぜられておつた。そういったような二つの要素が大きな原因、理由となつて、この型の動力炉をつくることになつたわけでありまして、その後、こういった情勢というものは非常に変わつてまいりまして、いわばこれは核の軍事利用というものの姿が変わつてきた、国際的に変わつてきたというところから、一時ウランがダブつていくと大げさであります、そういう過剰生産的な様相を呈しまして、そのためにウランの価格が非常に低下いたしました。それでウランの価格が低下いたしますと、それに伴ひまして濃縮ウランの価格もぐつと安くなつてまいります。濃縮ウランが非常に安く入手できるようになりますと、何といひましても濃縮した燃料のほうが原子炉自体が非常に小さくできますので、その建設費が小さくて済む。建設費が小さくて済むと、日本のような金利負担の高いところでは非常にそのことが経済性にきいてくる。こういうような点が関連しまして、現在の状況ではイギリス型の原子炉よりも、アメリカ型の濃縮ウランを使う原子炉のほうが経済性としてはすぐれているのではないかと、このように判断されるようになったわけでありまして、これと関連しまして、濃縮ウランがアメリカだけにしか供給を依存できないというところは依然残るわけでありまして、しかし、アメリカとしましては、先ほどの阿部先生のお話のとおり、相当量のすでに濃縮ウランを手持ちで持っているものでございますから、海外に對する濃縮ウランの供給につきましては非常に積極的でございます、相当の大量のものといたしても、これが平和目的に限り、どしどし出して使つてもらひたい、こういうことを大統領も申しておるわけでございます。

また、その価格につきましても、非常に安い価格がきめられております。そういったようなことから、この濃縮ウランを使う炉型というものが日本の条件におきまして、ただいまの状況では最も安い原子力発電であるということに変わってきたわけでございます。ただ、そうは申しますものの、わが国の燃料事情からして、何とかできれば天然ウランを使う炉型で経済的な原子力発電を行えないものかという問題が残るわけでありまして、その問題に今後たえてまいりたいというのが、先ほど申し上げましたように、この事業団が開発しようとしておる高速増殖炉、並びに新型転換炉の開発、こういうことに相なるのであります。

○阿部竹松君 次にお尋ねしますが、この膨大な計画に基づいて遂行されるわけですが、予算の裏づけですね、たとえば防衛費などは第一次、第二次、第三次というように計画を立てて、あんまり計画に差がないような予算措置も講ぜられておる。私は、ここで二階堂長官と防衛費を論議したところで、これはやる場所でもありませんし、そういう問題を何時間やつても論議が合わぬでしょうから、それはさておきとして、これにそういう計画がないのです。昭和七十五年度まで云々といつても、聞くところによれば微々たる金額で、半分も三分の一もできないという金額を大蔵省が考えているやに承っている。これは私の聞き違いであればあれなんです、こういう点については十分なかどうか。

それから、たとえば探鉱費ですね、ウラン鉱の探鉱費、岡山県の人形峠あたりでやっておるのです。あれは懐中電灯にコードをつけたようなもので、あれはガイガー探知機というのです。懐中電灯にコードをつけたようなのでやっておりますね。あれはともあつた、話にも何にもならないのです。ここであつたは理路整然としておっしゃっているけれども、探鉱費二億円です。二億円の探鉱費ではこれは話にならないのです。これはいまフランスなども、初めウラン鉱が出なくて、国力を相当投じてフランス全土にわたってウラン鉱

を採鉱したのである。その結果、私の記憶しておるところでは、フランスが一番ウラン鉱が出るのです。日本などはいま申し上げましたとおり、二億円の金でもって懐中電灯にコードをつけて、そっちのほうに電池を置いて、そうしてガイガー鳴ればここにウラン鉱がありますよなどという非科学的なことをやっておつて、もうこれで十年たつたら、水力、火力合わせた以上の発電を起しますなどと言つても、これは一事が万事で、これは全部アメリカからイギリスから海外援助を仰いで海外から鉱石を買つてやるつもりでしようが、一事が万事で、わが国の探鉱費一つを見て、いかに熱意がないということがわかるわけです。立証されるわけですね。そういうことですから、長官のお答は理解できるが、なかなか聞けば聞くほど実施困難である。

金が幾らかかるわけですか、このとおり七十五年までに発電所を建設しようとするれば。

○政府委員(村田浩君) 御質問は、昭和七十五年——まあずいぶん先ですが、七十五年までの原子力発電の建設にどのくらいの費用がかかるか、こういうことかと思つていますが、私どものほうでも通産省のほうでも七十五年までの計算はまだいたしておりません。昭和六十年までに大体三千万ないし四千万キロワットというところまでが現在出されておる目標でございまして、それから先、七十年、七十五年には大体一億六千万ぐらいになるという推定はしたとございしますけれども、これはあくまで試算の域を出ておりません。六十年までの三千万ないし四千万でございしますが、これを大体三千五百万程度と見ますと、これに要します建設費は大体二兆二千七百億円の程度のものであります。一方、この動力炉の開発のためにこの事業団が主として国費によりましてこの十年間に開発を進める二十万キロワット程度の原型炉を高速炉と新型炉でそれぞれ一基つくり、かつまた、高速炉の実験炉をつくつていく、この計画に必要なのは昭和五十年年度までで大体二千億円ということでございます。先ほどの二兆二千七百億円と

いいますのは約三千万キロワットの原子力発電所を建設するに必要なる費用でございます。

○阿部竹松君 聞くと、現実の問題として、できるでしょうけれども、なかなか金額の数字になるとむずかしいね、局長。まあその金額、私のほうを向いて言わなくてもいいですから、隣の長官によく言つておいたほうがよろしい。理想は美しいけれども、現実には冷厳ですからね。

そこで、法案が回つてきませんので、劈頭申し上げましたとおり、法案の中身を論議しても始まりませんので、これで私質問をやめますが、最後に、長官にひとつお尋ねとお願ひがあるのですけれども、まあこれは一本になつてやられるというので、これは法案が二つ出てるわけですが、中身が一つですから、一つ論議すれば二つの結論が出るということになる。ただ、これは日本ではスケールが小さくて、いつもこの種の問題ばかりでなく、申し上げるのですが、なかなか民間企業というものは、住友から、あるいは電気会社から三菱からみんな研究所を持つて、盛んに小さい炉を持つてやつておるわけですね。よその会社には抜けがけして安いコストで発電しようなんという考えは持つておらぬと思ふのですが、そういうものを全部総合して、国が中心になつて、そういうところという炉から一切発電装置まであれしして盛んにやつておるわけですね。ばくは各企業が努力して研究をされるというところはけつこうだと思ひます。しかし、もう一歩こう進んで、みなで金を出し合つて総合的な研究所を建てて研究なさつたらどうか。こんな小さい日本の島に一億人もおつて、そんな金がたくさんあるわけでもないのですから、あつちでもこつちでも研究所、各社、大きな電気あるいは金属あるいは学校——これはやむを得ないと思ひます、大学は。しかし、それ以外のものを全部糾合して、ほんとうにりっぱな研究所をつくられたらいいのではないかと、うように考へておるのですが、そういう点に大臣は努力していただくわけにはいかぬのですか。

○國務大臣(二階堂進君) 御承知のとおり、いろいろな研究が大型化してまいつておりますが、したがって、これには国の金で、あるいは民間の協力を求めてやる場合にも、民間のほうで非常にばく大な金が使われることとなります。特に原子力エネルギーの将来の開発の問題は、先ほど局長からいろいろ説明申し上げたとおりでありまして、国の総力を結集して当たらなければならぬ目下の私は急務ではなからうかと思つております。そういう意味で前向きで新しい燃料の効率性を考えたり、また将来のわが国の電力需要等も考えて、積極的に取り組む体制をつくりたいという意味で、責任のある中核体というものを設けて仕事を

するの、今回動力炉開発事業団法というものを御審議を願つて、新しい法人をつくるわけでございますが、それと同時に、やはり民間のいろいろな電気会社等におかれても、たとえば人材養成の面において外国の先進諸国の研究施設に参加して研究をしていく、あるいは独自の研究炉をつくつたりして研究をされることも私は必要ではあるうかと思つておりますけれども、先ほど阿部先生もおっしゃいましたとおり、ばく大な資金と国の総力をあげて取りかかつていかなければならぬというところから考えますならば、もう少し人材でも金でも有効に、効率的に使うというようなくめんが私は必要ではなからうかと思つております。そういう面でも、先生のいま御提案になりましたようなことも、政府といたしまして十分検討すべき問題ではなからうかと、かように考へております。

○委員長(鹿島俊雄君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は、本日のところこの程度にいたします。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、宇宙開発に関する件について質疑を行ないます。

質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○小柳勇君 科学技術庁長官に御質問いたします。

教授の発言がございました。その辺が新聞にも伝わりまして、所内の不信感ということが表に出まして、所長としてもまことに残念に思っております。

○小柳御君 新聞を全面的に私も信頼するのでありませんけれども、郵政省の電波研究所などでも実験の直後から、その原因がわかっておいて、東大宇宙研の発表に疑問を持っておいて、そういうことまでこの新聞に書いてあるわけでありまして、しかも、あなたの研究所の教授の中にも、国会に報告書をまとめる段になって初めて話がされたというふうなことであります。で、まだ研究段階でありますから、成功もありまして、失敗もありまして、失敗したのが、なぜその関係教授にまで秘密扱いにされねばならないかということが、私はこの新聞を読みまして、ふしぎでならなかったものであります。研究というものはもちろん失敗もありまして、それはしかし直ちに全関係者に報告しなから、どこが悪いかということに正していくのが研究ではないか、だから国会に報告書を出すのだから、なるべく早く、わかりやすく出して、ここが悪いから今度はこれを研究するということを、国をあげてかかっているかなければならぬのではないかと。ただ単に東大宇宙研の事業ではないかと思うのです、私は。ばく大な予算を組んで、これはもう国民的な、あるいは国家的なあるいはこれは人類の事業であります。そういうものの失敗は関係教授にすら極秘にし、しかも郵政省の電波研究所でわかっておいて、発表に疑問を持っているのに、秘密にされている。そういうものを私は理解できないのです。いま所長から若干聞きましたけれども、まだ十分理解できませんが、それは私は技術的にはしろうとでありますから、いまここでそういうものをなぜ早く言わなかったかと言ったって、これは水かけ論になりますから、報告書が出ましてから、また再度これは御質問しなければなりません。ただ、そういう仕組みが、この研究を前進させないのではないかと、いうことを懸念をいたすわけでありまして、私はこ

の前及び昨年の予算委員会に取り上げましたときに、東大宇宙研というものが独善的にあるいは独占的に、他の人々を排除しながら——他の研究者、もちろん各大学からも研究所に入らなければならないことでも——自分でなければならぬというふうなことでやっておられて、十分ほかの意見が入らぬのではないかと、このことを心配いたしました。しかも失敗に対して、こういうふうな極秘扱いにされるようなことでは、これは前進できないというふうな気がいたしました。それで、それからきょうお尋ねした。したがって、きょういま私がこの問題を取り上げましたのは、国会への報告書が、なぜ提出がおそいのかということ、衆議院だけ出ている、けしからぬではないかという問題と、その研究の失敗が関係教授にすら極秘にされておったのはなぜかと、こういう問題の究明のために質問いたしているわけでありまして、もう少し所長の御見解を聞かしていただきたい。

○説明員(高木昇君) たいへん御忠告ありがとうございます。いまの電波研の中田さんのことでございまして、いまの電波研の中田さんとのことでございます。中田さんのほうで、とまてないのじやないかということをおっしゃいまして、疑問に思っていた。ただし宇宙研に直接の問い合わせはございせんでした。それは上がはずれると——中田さんのところは四段目の電波しか受けておりません、私たちは四段目と三段目の電波を受けておりますので、三段目のほうからはとまていないということとはわかり、四段目のところに食い違いがある、その点がやはり四段目、三段目がはずれたのだらうということ、あとから慎重に検討した結果でございます。

それからその次に、関係教授に非常に秘密にしていたということでございますが、先ほど申し上げましたこの構造のほうを担当している委員会には、ぜひ慎重に検討していただきたいということではありしております。御専門の教授のことは、皆さんこの二週間以後の時点で御研究いただいておりますし、ただ関係ないと言っちゃ申しわけ

ございませんが、燃料をやっている化学の先生とかそういうような方が、このことが耳に入るのをおそかった。私たち全所的に委員会をつくってやつておりました、いろいろの御批判はすなおに受けているつもりでございます。なお一そう努力したいと思っております。

○小柳御君 それから所長のことばもここに、新聞に出てくるわけですね。その所長のことばの前に「宇宙研内には「ミュー4S」の開発はすべて見合わせ、衛星計画は国の一元的な宇宙開発機構に任すべきだ」との声明も出て「あくまで従来通りの計画を推進したい」というロケット・グループと意見が対立しており、宇宙研が最終的にどのような方針を打出すか注目されている。」このようなことが書いてありますけれども、いま予算も通った直後でございますが、どう御計画でございますか。

○説明員(高木昇君) いま新聞記事に、所内のおそらく教授の方が言われたのは、来年度の概算要求を出すのにどうするかということになるかと思うのでございます。これにつきましては、所内の意見をまとめるところでございます。

○小柳御君 それから「宮崎県漁民の反対もあって、打上げ時期は全体に遅れる傾向にあり、計画の遅延については近い将来、各方面に了解をお願いしなければならぬ」と思っている。こういうことも書いてあるわけですね。これは長官にこの前も予算委員会でも質問いたしました。これはどういうふうなことでございましょうか、宮崎県漁民の意向なり、鹿児島県の漁連の意向なりについて詳細に御説明願いたいと思っております。

○國務大臣(二階堂進君) 先般予算委員会でも小柳先生が質問されました。以降のことについて、大体のことを御報告申し上げておきますが、政府部内に設けられました関係各省の連絡協議会がございまして、そこでは、本年度の一応政府が考えている計画というものを明らかにいたしました。それは具体的なことは局長からお知らせいたしますが、その考え方を進める態度は、やはり漁民の

了解を求めるように最後まで努力する。それから、漁業の被害と申しますか、漁業にできるだけの影響のないように、期間、数、方向等も関係各省の間で調整を行なってやる。それから、沿岸漁業の振興対策については水産庁ともよく打ち合わせをして、政府部内で、国のとるべき措置について明らかにして、漁民の了解を求めていくようにする。こういうような基本的な考え方を明らかにいたしましたわけでありまして、その後、自由民主党の宇宙開発特別委員会というものを設けて、その中で漁業対策の小委員会、それから一元化に関する小委員会、こういうものを二つ設けていただきました。それぞれ小委員会において、この二つの問題について毎週一、二回ずつ会合を重ねて検討を重ねてもらっております。この考え方は、私は先ほど申し上げましたような考え方に立って、いろいろと宮崎県漁民あるいは漁業連合会との間の話をまとめるための漁業振興に対する施策というものをいろいろ取りまとめたいただいております。現在この宇宙開発の機構をどうすべきか、どう持っていくべきかということについてはいろいろ御検討願っております。また最終的なこの二つの問題については結論は、党側においても出されておらないようではございますが、七月の半ば過ぎごろまでは大体党側の考え方もまとまるようでありまして、私どもも従来考えておりました計画等も、その党の考え方を基本にいたしまして最終的にはきめて、関係漁民あるいは鹿児島県、宮崎県その他大分県とか高知県もございまして、そういうところと打ち合わせをして了解を求めて、できる限り政府が考えておりますような、この期間内に打ち上げができるようにはかかっていきたい、こういうふうな考え方を持っております。政府といたしましては、一応の考え方を持っておりますが、従来宮崎県とか、鹿児島県等の漁民等の間において、いろいろな問題もございましたが、漁民の方々、あるいは漁連の方々の意向等を聞いたり、あるいは両

県の知事等が中に入ってあつて、せんしていただけるような環境というものを十分究のほうでつくつていただいて、そして漁民や、漁連の方々と話し合いが、納得の上でできて、そしてこういう国の施策が進められるように持っていきたい、こういう考え方で目下話を進めておりますが、先ほど申し上げましたように、大体漁開期が、八月、九月等が一番漁開期であるということを受けておりますので、できるだけそういう機会に、関係各省で打ち合わせをいたしておりますような帰趨に従つて実験を実施してまいりたい、こういうふうに考えております。

○小柳勇君 実験のほうの、打ち上げのほうの研究が進みましても、漁民の反対などで実験ができなければ科学の振興はありませんので、漁民の方の問題は早急に解決されることを期待しております。先般の予算委員会でも長官が答弁されましたので安心しておつたのですが、なかなか解決しないようですから。

それから、けさのラジオ放送で高木所長の辞意表明が何回か放送されました。さきに糸川教授がおやめになりましたし、高木所長の辞意表明ということ、私も宇宙開発の前進を期待する者としては大きな問題でございますが、所長さん、いまここに見えておりますのに直接お聞きするわけにまいりませんと思ひますけれども、国会の場でございいますからお聞きをいたしますが、テレビ、ラジオの放送について、辞意表明ということでありましたが、そこでございまいりましたようか、お聞きをいたしたい。

○説明員(高木昇君) 私、けさの放送をよく知らずに、あとから人から言われて驚いておるのですが、科学技術庁の宇宙開発推進本部長は併任でございいます。私、十年來持病の糖尿病がこの春以來非常に悪くなったものですから、できるだけ身を軽くしたいと、こう考えておりますが、しかしその辞意は長官には表明しておりません。所内の、研究所の教授の連中が非常に心配をしてくれておりますけれども、また、かねて宇宙研の中にいろ

いろ不一致その他もございまして、健康もさることながら、本務に専念しろということとは、教授会あたりで決議しかねまじき勢いで、私もほとほと弱つておる状況でございますが、私自体ちょうど健康がすぐれないので、考えてはおりますけれども、まだ長官には全然申し上げておりません。

○小柳勇君 けさの報道については推測であつて、まだ辞意を長官まで表明してはられない、こういうこととございいますか。

長官、さきに糸川教授の辞任がございましてですね。報道が出ますと、この宇宙開発全般に對しまして国民が非常に希望が持てなくなり、暗い気持ちになりまふ。宇宙開発全般に對して、長官ひととどういふふうに進まされようかと考えておられるか。質問してまいりましたから、締めくくりに長官の決意、見解を聞いておきたいと思ひます。

○國務大臣(二階堂進君) その前に、高木所長の辞意表明の問題でございしますが、どういふふうなラジオニュースが申したか、私も聞き聞いておりません。あとで聞いたようなわけでありましたが、正式にと申しますか、高木さんとお会いしたことは二、三回ありますけれども、それがやめさしてくれとか、やめたいという意思表示を私は承つたことはありません。ただ、会談の途中で、私も健康がすぐれないと、糖尿病を持つていて、私からまあいづれかのときは、ひとつ健康回復のために自分の養生をいたしたい、こういうようなことがあつたことは事実であります。しかし、そのために私がやめたいとか、やめさせてくれという意思表示はなかつたことは、私からも明確に申し上げておきます。

それから宇宙開発の問題でございしますが、実は私も就任以來、大きな国策としての宇宙開発、実用衛星を打ち上げるといふ仕事につきましては、全く心を砕いております。と申しますのは、昨年来の計画が思うとおりに進めることができない、私も非常に責任を感じております。この宮崎とか鹿児島、関係漁民の方々の了解を得るに至つ

ていない。一部では国の国策だから何としてもやつたらどうかという声も強いわけでありまふ。しかし、私は反対の立場をとつておる方々の意思を無視して、力でもつてこういふことをやろうという考え方は、私はよくないと思つております。時間がかかりまふが、あくまで理解と協力を得て進めていくことが、今後の開発を進めていく上において一番大事なことでないかと思つております。

で、基本的には、あくまでも関係の漁民の方々、関係県漁連等と話し合いを進めてまいりまして、積極的な協力ができるという態勢をつくつていきたいと思つておりますが、この前から申し上げておりますとおり、四十五年度には、少なくとも実験実用衛星を打ち上げたい、こういう方針はしばしばここで申し上げたとおりでございすけれども、私の就任以來、實際、四十五年度に打ち上げるためにはどういふ体制をつくつていくべきかというところについては、いろいろ今日まで勉強をしております。率直に申しますと、宇宙開発の体制というものは、非常にまだ貧弱であると考えております。これに關係をしております産業界、電子關係とかあるいは通信關係とか、こういう産業界の方々の体制というものは、原子力委員会の、原子力産業等と比べますと、まことにばらばらである、こういう産業界の体制というものは、私はもつと体制を整えていかなければならぬと思つております。また宇宙開発審議会、この審議会のあり方につきましても、私は再検討する時期にきておるのじゃないかと思つております。したがって、近々新しい委員の方々が任命いたしましたから、この体制、委員会のあり方についても審議会のあり方についても、私は再検討を加えてまいりたいと考えております。

また、私どもの役所の体制におきましても、調整局長のもとに調整局があつて、いろいろ仕事を進めてまいつております。私はこのままで決して弱いとは申しませんが、やはり、役所の中にも宇宙開発局といったようなものを考えていかなければならぬのではないか。それからこの実施機關、打ち上げる機關といふもの、業務を行なうものも、何か特殊法人といふようなものをつくつて、そしてそこで實際ロケットを打ち上げる作業をやる機關といふものがなければならぬと、こういうふうな考えをしております。そういう体制を一元的に総合的に強化する対策について、目下、私は事務當局にも私の試案としていろいろ案を示して検討中でございます。また、私の所屬しております自由民主党の中におきましても、先ほど申し上げましたとおり、宇宙開発の一元化に関する小委員会等を設けて各界各層の意見等も聞かれまして、そしてどうあるべきかということについていろいろ意見をまとめてもらつておる段階でございます。端的に申しますと、原子力の關係は、産業界あるいは役所の關係あるいは委員会あるいは研究機關、こういうものが整つておるようには私は考えております。そうであればこそ、また將來に向かつての新しい動力の開発といつたようなものも進められていく体制が私はでき上がつておると思ふ。ところが宇宙開発につきましても、實際、実用衛星を四十五年度に打ち上げるのだといふ國の方針は示されたものであります。これを打ち上げていくための体制というものが十分でき上がつていない。この体制を私は早急にひとつ整えるということが大事だということ、で、いろいろ私自身、先ほど申し上げましたような考え方なんです。党のほうにも御相談申し上げ、また、私自身もいろいろの方々の意見を聞きながら、その体制をどう持つていくかということについて研究を進めておりますが、これを私は、でき得るならばこの七月中に一応まとめまして、そして政府の中におきましても、この關係閣僚の協議会といふものをつくつて、政府全体の責任においてこれを遂行していきたいといふふうに考えて、このことにつきましては、總理とも先日お目にかかりまして、大体の御了承を得ておるわけでございまして、七月中には大体こういう構想をまとめて、皆様方のほうにも御報告を申し上げて

御協力をお願いしたい、こういうふうに考えているようなわけでございます。

○小柳勇君 いまの七月中のやつについて近いうちに報告を聞きます。

それから文部省のラムダの四号機、五号機、それからミューの一号機に入っていくのでしようが、何か混乱しているように……新聞を読みましただけでは、今後の打ち上げについても混乱があるような気がいたしますから、明確なひとつ計画をお立てくださいます、その御報告をお聞きしたいと思ひます。

きょうは私の質問はこれで終わります。

○委員長(鹿島俊雄君) 他に御発言もなければ、本件調査はこの程度にいたします。

一時二十分に再開することにしたしまして、これにて休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時三十一分開会

○委員長(鹿島俊雄君) これより商工委員会を再開いたします。

午後は、まず衆議院送付の中小企業振興事業団法案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○小柳勇君 法案の内容に入る前に二、三、現在の団地を形成している人たちの意見をここに反映しながら法律の上で考慮してもらいたいと思ひます。

まず第一は、融資査定基準が現実と合っていないために、名目上の助成は六五%であっても実際は二〇%から三〇%ぐらいいつてあつては自己資金になるが、査定基準をもう少し改定する意思はないか、こういう問題です。

○政府委員(影山衛司君) 先生御指摘のとおり、従来の高度化資金特別貸し付け時代におきましては、相当厳格な基準を設けて助成をいたしておりました結果、五〇%まで助成をするということになつておりますが、大体三五%程度になつておるわけでございます。今度、振興事業団をつくりま

すのを機会に、この実質助成率を六五%まで引き上げていくということをごさいます。査定基準、助成基準もひとつ弾力的にやつていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○小柳勇君 これは建屋などの単価あるいは助成する場合の相手の物件に対する融資条件ですから、名目上は六五%になりました。単価が低いと六五%にならぬわけでしょう。そういうこととすから、たとえば原価、建屋が坪十万円かかるとすれば、その十万円について六五%というふうに、建屋あるいは土地などの原価など十分加味しなければ、名目上はパーセントは上がりましても、実質は自己資金を多く出さなきゃならぬということになるので、そういう点について特に要望したいのですが、そういう点について見解を伺いたい。

○政府委員(影山衛司君) 土地または建屋につきましても、単価につきましても、これが常識でない限りは、実情に応じた単価で助成をいたしてまいりたいと思ひます。

○小柳勇君 次に第二の問題は、協同組合を協同する場合に二十社という制限がありますが、これを十社ぐらいいつて下げる意思はないか。

○政府委員(影山衛司君) ただいまでも後進地域等につきましては十社以上ということにいたしておるわけでございます。これは団地に限つておるわけでございますが、この制限につきましても、これを今後実情に応じて弾力的に行なつていきたいと思ひます。

○小柳勇君 第三点は、現在までの法律の適用によりまして、第一目に土地を取得し、第二目に建屋を建て、第三目に生産が上がるような三年制度を考へておるけれども、これは景気の変動もありまして、据え置き期間が二年ですから、まだ生産が上からぬうちに償還が始まるという不合理があるから、これは短期間で生産できるように考へるか、据え置き期間を二年を三年なり五年に延期するか、どちらかを考へてもらわれないと償還ができない。この点についての見解をお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(影山衛司君) 大体、高度化資金関係あるいは事業団関係につきましても三年計画で工場団地等は助成をいたすことになつておりますが、普通の実態の状況は、なかなか大企業でございまして、この三年計画をむしろ延ばしてはしむという要望のほうが多いわけでございますが、ただ、早く結束を固めて早く計画を実現したいと、あるいは二年でやつていきたいというふうな場合には、二年計画であっても助成ができるようにいたしたいと思ひます。

○小柳勇君 極端に言つて一年計画でも助成ができますか。

○政府委員(影山衛司君) その実際に応じまして一年計画でもいいと思ひます。

○小柳勇君 できる。

次の問題は、既成団地の拡張及び建屋の増設に對して今度のこの法律が適用できるのかできないのか。造成完了団地が流通機構の整備などによりまして経営規模を拡大しなければやつていけないような情勢もあると、したがって、あと土地を拡張したり建屋を増設する場合に、いままでのほかにプラス現在のこの事業団法によつて融資あるいは指導ができるかどうか。なお、現在三年計画で一年残つておるもの、この分はいままでの法律を適用するの、新しい事業団法を適用するの、この二点をお伺いしたい。

○政府委員(影山衛司君) すでに助成完了いたしております団地で、その後運営がうまくいきまして建屋等を拡張していかなければいけないというような場合があるわけでございます。こういう点につきましても、今度事業団がアフターケアをやつていかなければいけないと考へるわけでございまして、そういう場合におきましても助成の対象にできると考へております。

それから第二点の三年計画で助成をしておつて二年まで高度化資金でやつておつて、あと一年残つておるというこのあとの一年のものにつきましては、事業団の対象に移すことにいたしてあります。

○小柳勇君 念を押しておきますけれども、前の土地拡張並びに建屋増設については、新しい事業団法によつて助成できると、こう確認していいんですか。

○政府委員(影山衛司君) さうでございます。

○小柳勇君 次の問題は、職員の福祉施設に對しても店舗に準じて助成並びに融資の対象にしてもいい、郊外地などの団地では働く人の通勤が不便なためになかなか人手が集めにくい、したがって宿舎や寮などを付設したいと考へるけれども、なかなか金のくめんもつかぬので、年金融資あるいは住宅公団などのように店舗に準じて融資を考へてもらえぬかと、こういうことであります。

これに對する見解をお聞きいたします。

○政府委員(影山衛司君) 共同宿舎あるいは共同給食等の福利施設につきましては、組合の共同施設としてこれを設ける場合には振興事業団の対象にできるわけでございます。

○小柳勇君 組合の共同宿舎の場合には国と県が八割融資すると、あの条件で適用できますか。

○政府委員(影山衛司君) 六五%のほうでございます。

○小柳勇君 そういたしますと、共同施設以外に個人で、私のほうは要りません、あなたのほうは要る、いろいろ条件がありますが、一社あるいは二社、一店あるいは二店、そういうことではできないのですか。

○政府委員(影山衛司君) 団地に入つております中で、一店、二店がまとまります場合、この共同、その中のまた共同施設として見れるかどうかというところでございますが、大体共同施設のものになる協同組合は、四人以上でないといふことは設立できないことになつております。もしも、それが四人以上がまとまって別個の共同施設をつくるというところになれば、理屈の上ではできるわけでございまして、できるだけ団地組合全体での共同施設としてこういうものは設置してもらいたいと思ひます。

○小柳勇君 次は、団地造成あるいは共同工場設

置には、地理的条件や販路の相定、近郊都市の経済事情など、高度の経済的判断が必要であるから、そのために、少し指導をひんぱんにして強化してやらねばならぬか。現在も指導員がときどき来られるけれども、相談しようと思ふときにはなかなか来てもくれない。したがって、指導体制を少しひんぱんにして欲しい、強化して欲しい、こういう要望がありますが、今度の事業団法ができて指導体制はどうなるんでしょうか。

○政府委員(影山衛司君) この振興事業団をつくりました一つの理由は、アフターケアの指導もひとつ力を入れていきたいということ。この事業団をつくらなければならぬが、ただ、地域的に末端の協同組合、団地等におきまして、この指導は、県あるいは北九州においては北九州自体で持つておける指導所あたりをお願いをいたしておるわけでございまして、そういうところの人員等も拡充をいたしまして、あるいは事業団からもこれに協力をいたしまして、アフターケア関係の指導というものを力を入れていきたいと思つておるわけでございまして。

○小柳勇君 この前長官にちよつと質問したのですが、商工会議所や別の民間の中小企業連合会とか組合とかに優秀な人がいるわけですね。そういう人を嘱託にしたり、あるいは、その事業団の何といひましようか、顧問にしたり、民間人をその指導要員として活用すれば非常にパイプの役割りをするのじゃないかと思つたのですが、そういうものについて検討されたことございますか。

○政府委員(影山衛司君) できるだけ指導員につきましても、民間のそういう経験者、有力な人を活用していきたいということを考えておりまして、嘱託制度も今度の事業団では用意をいたしておるような次第でございます。

○小柳勇君 それから団地を形成する意義がまだ十分にわかつていないで、商業団地があると、これを友人に話すと、まあ土地だけひとつ確保するかというような軽い気持ちで入つてい

うなものが、あの団地の中に半分以上ある。そこで、少し政府の、共同化、協業化の精神が、なぜそうしなければならぬかという徹底した教育がありませんと、じゃ、ひとつ土地だけ手に入ればよいということ。協同組合に入つてくる。ちよつと事業が不振になるとすぐ脱退するということ。安易に考えるから安易になるのだということ。安易に、少しPRする必要があると思つた、PRの方策についてどう考えるか。

○政府委員(影山衛司君) 先生御指摘のように、従来の中小企業対策につきましては、どうも末端まで中小企業対策の普及徹底がどうも不十分であつたと考えるわけでございまして、私どもも、中小企業庁に施策普及室というものを設けまして、簡易なパンフレットをつくりましたり、あるいはテレビ、あるいはラジオ等を通じて、普及宣伝につとめておるわけでございまして、この振興事業団におきましても、企画広報課という課を一課つくりまして、その普及徹底のために、専門にこの広報事業あるいは協業化の重要性についても啓蒙したいと思つておるわけでございまして。それと同時に、実際の具体的な事業が出てまいりました場合には、県の指導所、それに振興事業団のコンサルタントも加わりまして、計画診断というものも十分にやります。そういう点では万遍漏のないようにいたしていきたい、こう考えておるわけでございまして。

○小柳勇君 次に、新たに団地をつくりましたその店の親方さんたちが集まつて優秀な講師の話を聞くということが非常に有益である。先般ゼミナリがありまして、非常に好評を博した。ところが、これには金がかかりまして、なかなか年に何回もやれない情勢にある。したがって、事業団や国や県が優秀な講師を地方に派遣をしてゼミナリ等を再々やつてもらえないであらうか。そうして経済情勢の話や、あるいは経営の方針などについて討議する場をつくつてもらえないかという要望があるが、そういう費用などは事業団にはありませんか。それからまた、地方公共団体などは

そういうものをどういうふうに指導しておられるのか。

○政府委員(影山衛司君) 県がそういう講習会等を主催する場合におきましては、現在の予算では、年間五百件ほど無料で県で講習会ができるというふうな補助金を用意しているわけでござい

それから県段階でやり得る以上の高度のものにつきましては、事業団自体が主催をいたしまして、講習会等も研修の一環といたしましてやっています。○小柳勇君 では、その団地のほうでそういう意見があれば、県や市あるいは事業団に申し込んで講師派遣を要請すれば、費用が少なくてできるわけですね。

○政府委員(影山衛司君) さうでございます。○小柳勇君 次は、員外者利用は現在二〇%の規制があるが、この員外者利用二〇%の規制では非常に不便であるから、もう少しこの規制のワクを広げてくれないかという意見がありますが、どうですか。

○政府委員(影山衛司君) 現在協同組合は協同組合員の共同の利益の追求というために、共同施設等を設けておりますので、法律上も、そういう組合員の利益のためにやる場合はいいけれども、員外者利用という場合は、これは例外的に二〇%しか認められないということになっておるわけでござい

ますが、先生御指摘のような協業化というのが、これが進んでまいりますと、協同組合、組合自体が企業体になりまして事業の運営をやつていくという場合も出てくるわけでござい

ます。そういう点での現在の協同組合法の不備を是正いたしますために、今度国会に提案いたしまして御審議を願ふことになっておりますところの協業組合というものがこれに該当するわけでござい

○政府委員(影山衛司君) 現在の協同組合法上では、明確に二〇%以上の員外者利用を禁止いたしております。ちよつとむすかしいと思ひます。○小柳勇君 それでは、協業組合法を論議するときにまた論議いたしましょう。

次は、中小企業基本法の定義で、商業団地の場合の中小企業者の定義は、資本金一千万円で五十人でありまして、これを少し上げてくれな

い、いま少し強力な店が入つたほうが団地としてやりやすいという意見もござい

特例はありますから、現在も若干やっておりますけれども、中小企業基本法の定義については、どういふふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(影山衛司君) 中小企業基本法自体の定義を引き上げてくれという要望は非常に強いわけでございますが、私どもも現在実態を調査いたしておりますけれども、この限度をどこまで引き上げたらいいか、中小企業性というものをどこで線を引きたいか、また、上に引き上げることによりまして、中小零細企業対策というものを

資金をつくるに協調融資をもつと考えて利下げをしてもらいたい。それから銀行借入れの問題など、まあ銀行から借り入れなくてもできるような方法をもつて考えなきゃならいせんけれども、協調融資の問題でも格段の配慮をしてみようか、いかがでございますか。

○政府委員(影山衛司君) 自己資金の確保につきましても、一つ税制上の制度がございまして、構造改善準備金制度というのが昨年度から発足いたしておるわけでございますが、これは共同事業を行ないますための自己資金を、自分たちが金を出し合って積み立てをするという場合には、それを構造改善準備金といたしまして積み立てるほうのその企業につきましても損金扱いにする、というように特別な配慮がなされておるわけでございまして、こういうものによりまして自己資金の積み立てを行なうということがたまたまございまして、先生御指摘のように、協調融資というものでございまして自己資金の確保もやっとなければいけません。このこととしまして、商工組合中央金庫等にも要請をいたしまして、商工組合中央金庫もそのつもりになっております。そういうところで自己資金の確保をしていきたいと思います。

○小柳勇君 その場合の利率の引き下げについては話し合いが進んでおりますか。

○政府委員(影山衛司君) 商工中金あるいは中小企業金融公庫の金利の引き下げにつきましては、政府出資を行ないながら、過去におきましては何回も引き下げをいたしておるわけでございまして、今後とも、その金利の引き下げにつきましては、予算措置と相まちまして、金利の引き下げに努力をいたしたいと思っております。その共同販売会社に事業団法の適用はできるかでございますか。

○政府委員(影山衛司君) そういう共同販売会社

がメンバーの共同出資という形でございまして、ものにつきましては、その共同施設分につきましても、事業団法の対象になる予定でございます。○小柳勇君 次は、運輸資金で非常に困るわけですが、団地に入りまして二年据え置きで、やうと二年目、三年目に仕事で軌道に乗り収入がふえる、そこへ償還が始まりまして、二年目ごろから三年目に、運輸資金で倒産した例が相当あるようでありまして、いままでそういう団地には優先運輸資金を配座するというような例がありましたかどう。将来、運輸資金の問題については、どういふような配慮をされるか。

○政府委員(影山衛司君) 先生御指摘のように、設備資金関係の共同融資につきましては、相当の配慮をいたしておるわけでございまして、その後の必要とする運輸資金についてのめんどうというものは必ずしも十分ではなかったように私も考えております。これは今後とも運輸資金のめんどうというものを、アフターケアの一環といたしまして、事業団を中心としたしてめんどうを見ていきたいと考えております。

○小柳勇君 次は、運輸省の自動車局岩田通運課長に質問いたします。

工業団地あるいは商業団地で、その店がトラックを持って輸送しております。それで一店に二台、二十店でしたら四十台あるのがありますが、四十台要らないわけで、したがって、これを共同輸送にしますと、たとえば、その商店、商業団地からデパートと同じところに行く荷がたぐさあると、それが、したがって、その特定運送事業の認可などを申請したい。協同組合では会社じゃありませんから、代表者に問題があるが、どういふ方法でやれば、車を減らして共同輸送、運送ができるであろうか、この点についての見解をお伺いしたい。

○説明員(岩田弘文君) ただいま先生の御指摘のごもつともございまして、都市の間におきまして自動車の車両がふくそうしておりますので、これのふくそうを防ぐとともに、荷主さんのコスト

を低減するというような見地から、皆さん一カ所の方々がお集まりになりました、荷主さんの御意思でこの運送会社にならうか、あるいは別に会社をおつくりになりまして、こういう会社には荷主さんが全部出して効率的な車の運用をはかるということになります、やはりコストの面からプラスにもなりますし、車の効率化という面から、そういう組織が適法でございます。申請して荷主さんの方々の御了解を得てこの会社がやる、あるいは、こういうものにしたかどうかというものを御申請になります、前向きの方針で処理していきたいと存じております。

○小柳勇君 特定の会社に荷を頼むことは、これは合法です。それは質問いたしません。が、別に協同組合——いま二十社入っていますね、その荷主の代表が申請して、その二十店の品物を輸送できるのか、あるいは共同出資で別に運送事業の会社をつくるのか。

○説明員(岩田弘文君) そういう組織をつくっていただくまで、たとえば法人格を持つとか、そういうことで、たとえば農業のほうで農業協同組合がおやりになっているようなやり方でおやりになれば、前例もございまして、前向きの処理でできるのじゃないか、かように存じております。

○小柳勇君 二十店の人が共同出資して法人をつくり、その団地が法人化されておる、それがその全体の各店から運賃を取って輸送する運送事業というの、いまの法律で認可できますか。

○説明員(岩田弘文君) それは一応たまたまのところ、そういうやり方といたしましては、そういう協同組合がやはり個々のお客さんのためにやっておるということになります場合には、いわゆる青年ナバーを使うというふうなことになる。まして、申請をして業者になり、彼ら自身が自身のためにやるという場合には、それは問題はないと存じます。

○小柳勇君 協同組合ですね、たとえば、ここに

お菓子をつくる商業団地がある、同じお菓子屋だから、二十店あるから、それはデパートへ種類の違つたお菓子を運搬するから、各店でトラック二台くらい必要ないわけですか。そういう場合には、その協同組合が、理事長が特定運送事業を申請して、いまして、別に特定運送事業の会社を設立して、そういう申請をしなければならぬのか、こういう点、具体的に質問しているわけですか。

○説明員(岩田弘文君) それでけっこうでございます。理事長が御質問のように御申請していただくでけっこうでございます。

○小柳勇君 次は建設省に質問いたします。この団地から、団地の中は道路舗装してありますが、団地の外から県道や市道までの間の道路がだれも手がつかない、でこぼこになっておりますから非常に困っておりますが、これは産地振興事業団の場合もその問題がございまして、あるいは住宅公団の場合もその問題がございまして、公道から団地の入り口までの道路の整備については、格段の配慮を払ってあるのか、交付金とか補助金は、あるいは県や市に対して配座してあるのかどうか、お聞きいたします。

○説明員(豊田一君) お答えいたします。

先生ただいまの御質問でございますが、まあ団地関連あるいは公共事業、それぞれ特殊立法でいろいろあるわけがございまして、それに関連いたしまして、一番、生活基盤、生産基盤と幹線とを結ぶ道路という意味では、現在やはり市町村道そのものが一番足りませんので、こういう点につきましても促進というものは、今度の私どもの予算では、非常に昨年から傾斜がかかってまいりまして、いまの御趣旨の点の促進を盛んにいましてはかっているところでございます。

ちなみに例を申し上げますと、そういう事業関連での市町村道整備の倍率は、ほかの道路事業の伸び率よりずっと高うございまして、たとえば、いまの市町村道等の他の事業関連を集計いたしますと、四十一年度に対比いたしまして三八%の増

でございます。そういう点では、道路の一般事業の伸びが一六%という点につきましては、非常に高率なものでございますが、まあ御指摘の点については、まだ熱度がない点、あるいは、そういう点での補正としては、経済企画庁のほうで所管しております事業調整費、そういうものの運用等をズラされまして、道路のほうの足りない点を補うということをやっているわけでございます。

○小柳勇君 具体的に、団地から国道や県道までの間の道路、これはほとんどが私道ですけれども、百メートル、二百メートル、あるいは長いところは五百メートルございますが、その道路の整備というものは、そこまでは団地でなかなか手が出ぬわけです。したがって、地方公共団体でやつてもらえれば、一番いいわけです。あるいは若干自己負担してせいとおっしゃれますけれども、そういう指導はしてあるのかどうかという点を具体的に、それから補助金などがあれば、それを教えていただきたい。具体的な問題です。

○説明員(豊田栄一君) いま先生の御質問の第一点の私道につきましては、これは道路法の体系から見ても、補助金体系には入りません。

それから第二点の補助の問題につきましては、ただいま私が申し上げました市町村道整備事業として取り上げられたものについては、それぞれの根拠法規によりまして、四分の三ないし二分の一の補助がされております。そのほか、地方公共団体が一般的にいます単独事業というものがございまして、これは一般的にいますと、大体維持修繕関係の費用が約四分、それから、先ほど御指摘のような改築に相当するもの約六割というような大体計算になって、そういうぐあいに運用されておりますが、その中で行なわれるわけでありまして、これもやはり道路法でいえば、市町村道以上の戸籍のものになるかと思ひます。

以上でございます。

○小柳勇君 これは、たびたび石炭委員会でも論議したのですが、産炭地振興事業団で造成しますね、工業団地を造成します。県道から相当距離が

ありますけれども、そこまでなかなかやれないのです。金がかかるものですから、単価が高くなるから。だから、そこに企業誘致するためには、その道路には特別の援助をしてくださいというのを再々お願いして、国会で問題にしているわけですが、それと同じ意味で、いま通産省が協業化、共同化を進めているのだから、団地が山の中にできたら、相当郊外ですから、ずいぶん長い私道をつくらなければならぬわけですね。そこまでつくりますと、工場団地の単価がうんと上がるわけですね。そういう場合、国として、あるいは県や市が三分の二なりあるいは五分の四なり補助してやったら、早く舗装できるわけでしょう。そうすると、その中の団地ができてくるわけです。そういう配慮をしてあるのかどうか、こういう質問です。

○説明員(豊田栄一君) ただいまの御質問でございますが、やはりそういう場合には、道路法の戸籍にあげることがまず第一でございます。いま御指摘のような団地からの距離が長い場合には、これはそのものを市町村道そのものにしていただきます。その上で補助をするという措置はとれると思ひます。

○小柳勇君 これは長官、その問題はこういうふうに考えておりますか。

○政府委員(影山衛司君) 従来から、団地の人たちがいろいろな要望があるわけでございまして、これはよく存じておるわけでございまして、なかなかむずかしい問題もございまして、結局のところ、市町村のほうにお願いをいたしまして、市町村道としてつくっていただく、あるいは場合によりましては、産業関連施設道路というような手もあるわけでございます。そういうところに乗せていったらというように、具体的なケース、ケースでいろいろ奔走しておるわけでございしますけれども、まだ十分であるとは言えないわけでございます。

○小柳勇君 今度は建設省に聞きますが、市町村道に指定されたら、その上で優先配慮できますか、その、特別に団地だから、そういうような

通達など出してある実績がありますか。

○説明員(豊田栄一君) 市町村道の事業としての採択の基準の中に、そういう事業関連の団地、あるいは、たとえば先生御指摘がありました産炭地、そういうようなときには、申請があれば、予算の範囲内でつき合うように思ひます。

○小柳勇君 もう一ぺん教えていただきますが、市町村道に指定されますと、あとは国、県などの補助が幾らありますか。

○説明員(豊田栄一君) 通例の場合ですと、改築事業については三分の二、それから特設事業、これは金額が小さい場合でございます、こういう場合には二分の一。大体二分の一の限度額が二十万円というところにまわっております。

○小柳勇君 それは路盤から舗装までの全体の金額を含んでですか。

○説明員(豊田栄一君) そのとおりでございます。

○小柳勇君 これは建設省に希望いたしておきますが、産炭地振興事業団とか、あるいは、いまの通産省の事業団の宅地造成あるいは団地造成などで非常に困っております。現実、なかなかそこまで舗装できぬものですか。したがって、優先市町村道に持定してもよろうと同時に、その舗装などの問題を、もっと補助を出して早急にやれる方法をひとつ指導してもらいたいと思ひます。希望いたしておきます。何か意見ありませんか。

○説明員(豊田栄一君) 御趣旨の点よくわかりました。

○小柳勇君 次は、短時間に法案の内部を質問いたします。

まず、第四条です。事業団は事務所を東京に置くというところになっておりますが、地方のほうで事務所なり支所を置く考えは、将来置く考えはございせんか。それから、事業団の窓口は一体どこが当たるのか。

○政府委員(影山衛司君) 地方事務所につきましては、ただいまのところ、これを設置する予定は

ございません。できるだけ地方の都道府県に窓口になっていただき、そこで地方事務所のような役割を演じていただくというふうな方針になっております。窓口が原則として都道府県でございますが、例の事業団の直接事業に当たります場合は、商工中金の場合がございます。

○小柳勇君 次は、第十七条の評議員会のことです。ありますが、事業団に評議員会を置く理由、「評議員会は、評議員二十人以上以内で組織する。」ことになっておりますが、知事、中小企業団体中央会会長、学識経験者の中から選ぶことになっております。その構成割合、それから知事や中央会会長は数が多いが、そのうちから何人を選ぶ基準としておるか、諮問事項はどういう点かと、以上お尋ねいたします。

○政府委員(影山衛司君) 十七条の評議員会を設置いたします趣旨は、まず、事業団の事業運営を民主的に進めようという意味におきまして、広く関係の各界の意見をこのことにおいて聴取するという趣旨に出るものでございまして、都道府県が中小企業の指導、振興をいたしまして、また、中小企業の組織化関係でも、中央会をはじめ中小企業団体の指導者がこれを指導いたしております。

また、その他広く中小企業の振興という点につきましても、そこで審議をいたしてもいいという趣旨で、その審議を行ないますと同時に、たとえば都道府県の地方自治との関係等につきましても連絡調整をはかっているという趣旨でございます。この評議員会を設けたわけでございまして、二十人以上で組織いたしますが、現在のところ、都道府県知事、中小企業団体中央会その他中小企業団体の代表者、中小企業関係の金融機関の長、その他学識経験者、おのの数名ということになっておまして、また具体的に人数はきめていないわけでございます。また、都道府県知事ににつきましては、これは都道府県の代表者で、各府県の商工部長とも相談をいたしまして選んでいただくという方法によつて、代表者を選定いたしているわけでございます。

○小柳勇 二十人のまだ決定しないようですけれども、これは中小企業庁できめて指名をするのですか、それひとつ。それから代表者を、中央会の代表者といいますが、たとえば知事会、中央会と、中小企業団体中央会は中央会、学識経験者は学識経験者、おのおののグループからその代表者を選ぶんですか。

○政府委員(影山衛司君) 形式的には通産大臣が任命をするということになっておりますが、実際上は、都道府県関係におきましては、商工部長とも相談いたしますが、先生御指摘の知事会とも相談をいたし、あるいは中小企業団体におきまして、おのおのその関係の向きとも相談をいたしまして代表者を選定してもらって、そこを任命していきなすかと思っております。

それから権限につきまして答弁漏れがありましたが、諮問事項につきましては、これは事業計画あるいは予算、あるいは今後の業務方法の行方等、重要事項はすべてにわたって諮問をいたして審議いたすということになっております。

○小柳勇 次は、第二十条です。第一項第四号中、「中小企業指導担当者」、「並びに都道府県が行なうことが困難な中小企業者」云々「研修を行なうこと」とありますが、この都道府県が行なうことが困難な研修とはどういうことでござい

○政府委員(影山衛司君) 現在、都道府県段階で、中小企業の技能者を技術者にまで養成するところの研修をやっているわけですが、さらにそれよりも高度な技術関係がございまして、たとえば一般に機械類は自動化が行なわれているわけですが、あまり高度の自動化というものは中小企業にそぐわないものでございまして、半自動化という点の研究開発を、従来から指導センターがやっております。それに基づきまして、高等技術研究所というのがございまして、養成というふうなものもやっています。これは、そういうものを、都道府県においてな

し得ないところの研修事業というふうに考えているわけでございます。

○小柳勇 次は、第二十条の第一項第七号です。前各号に掲げるもののほか、第一号の目的を達成するために必要な業務を行なうこと。と、こうあります。これは第四項で通産大臣の認可を受けることになっておりますが、どのような業務を行なうかと考えておりますか。

○政府委員(影山衛司君) たとえば第一項第四号におきましては、事業団で中小企業指導担当者、すなわち、府県段階の診断指導員を養成をする、研修をするということになっておりますけれども、商工会、商工会議所あるいは中央会というふうな中小企業団体の中の指導者、これにつきましては規定がないわけでは、第七号の事業といしまして、研修につきましまして、第七号の事業といしまして、これを通産大臣が認めて行なわれしめると考えるわけでございます。

○小柳勇 次は、第二十条の第二項です。「次に掲げる者は、中小企業構造の高度化を促進するため必要がある場合には、通商産業省令で定めるところにより、中小企業者」とみなして、前項第一号、第二号及び第四号の規定を適用する。」とあります。このうち、通商産業省令はどのようなことを定めるつもりでありますか、その内容について説明してもらいます。

○政府委員(影山衛司君) 第二項の合同、合併の場合の適用の基準をいまして、通商産業省令で定める場合は、たとえば企業合同あるいは合併の場合、あるいは小売り店舗の共同化、すなわち、寄合の百貨店あるいは協業スーパーマーケットというふうなものを共同出資で行なうというふうな場合、あるいはポランタリーチェーンの本部を共同出資で行なうというふうな場合があるわけでございます。そういうふうな事業の種類、対象となる事業の種類あるいは内容等を規定したいと思っております。

○小柳勇 次は、第二十条の第三項について質問いたしますが、「第一項第二号及びその中小

企業構造の高度化に寄与する事業並びに同項第三号の業務の範囲は、政令で定める。」とあります。この政令はどのようなことを定めるのでありますか。

○政府委員(影山衛司君) 対象高度化事業の内容を規定したわけでありまして、第二十条第一項第二号の対象事業といしましては、協同組合等の共同事業、それから工業団地、商業団地あるいは共同工場、商店街の改造、それから小売り商業の、たまたま申し上げました店舗の共同化、あるいは新たに共同計算センターを計画したてておりますが、共同計算センター、あるいは小売り商業の連鎖化、すなわち、ポランタリーチェーンというふうな事業を政令で規定したつもりでございます。

それから法第二十条の第一項の第三号に掲げてございまして、その直接事業につきましては、これは二府県以上にまたがる場合、それからもう一つは、組織の構造改善事業が成立いたしました場合は、その構造改善事業につきましまして、都道府県の財政負担の見地から、一〇〇程度の都道府県の負担をしてもよろしくなっております。で、それは一度事業団のほうへ貸し付けしてもらいまして、事業団自体の六〇〇の金と合わせて、これを商工中金等を通じて産地の商工組合に流すというふうな方式を考えておりますが、これも政令で規定したということにいたしていただくというふうなことになると思われま

○小柳勇 次は、第二十一条であります。「事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に対し、云々「一部を委託すること」がございまして、政令で定める金融機関」とありますが、政令で定める金融機関とはどういうところを考慮しておりますか。

○政府委員(影山衛司君) さしあたり、これは中小企業振興事業団の直接事業として融資をいたします。場合の業務の一部を委託する金融機関を考えたおるわけでございます。商工組合中央金庫がそういう組織金融、組合金融としてこれは高い実績を有しておりますので、さしあたりといたしま

しては、商工中金を指定をいたすように考えております。

○小柳勇 商工中金だけでなく、広く都市銀行あるいは地元の経済発展と密接に結びついている地方銀行にも業務を委託して活用する考えはないのか、この点についての見解を伺います。

○政府委員(影山衛司君) 今後の運用の実績等も考えてみまして、そういう方向に進んでいきなすと思っております。まず、その前提といしましては、地方銀行がやはり協調融資をしてもらうということが前提であるわけでございます。

○小柳勇 地方銀行が協調融資に協力するならば、通産省としては地方銀行も業務委託を考えると、そういうことも考えていいですか。

○政府委員(影山衛司君) そういう方向で今後検討していきなすと思っております。

○小柳勇 商工中金が組合金融を通じて中小企業を育成強化する使命を持っているにもかかわらず、貸し付けにあたって、往々にして独善的、官僚的な運営が行なわれ、中小企業に対して不親切な場合があると聞いておりますが、これでは困るので、常に借りる側の中小企業者の立場に立つて貸し付けに当たるよう、事業団も発足しようとしております。商工中金にも協業ができたという機会であるから、さらに十分そういう点については指導してもらいたい、いかがでございますか。

○政府委員(影山衛司君) 先生御指摘のような点も、遺憾ながら聞かざるわけではございませんが、この事業団発足を機会に、商工中金のほうにいたしまして、業務運営の改善を大いにはかかっていきたいという気持ちを持っておりますので、私どももそういう方向で指導をいたしたいと考えております。

○小柳勇 商工中金にもひとつと通産大臣から言っておいてもらいたいと思っております。これは私だけではありません、各委員がそういうことを申しておりますから、私は代表して申し上げて

すけれども、この事業団ができることによって、具体的にどのようにならざるに中小企業に対する対策が効果的であるかということをお聞きしたいのです。

〔委員長退席、理事近藤英一（郎君着席）〕
といひますのは、大臣にこれはお聞きしたいのですが、衆議院の商工委員会、とにかかく今度中小企業の振興事業団をつくりまして、そうして、これをひとつ、二年やってみて、その上で大体見通しがつくのではないかと、こういうふうなお話があったのですが、やってみて、そして、よかつたらまた拡大していくと、こういうお話のようでございますけれども、そういうふうなビジョンしかお持ちじゃないのかどうか、お聞きしたいのですか……

○国務大臣（青野和太郎君） この中小企業振興事業団は、いままで中小企業の振興については従来いろいろの方策も講じてきたのでありますが、しかし、中小企業の問題というのは依然として残っている問題だと思ふのです。そこで、いろいろ研究した結果、この高度化資金の運営と、そして、この指導の事業とをあわせてやるほうがより効果的じゃないかと、そこで、この中小企業の振興事業団という案を考えたのであります。これによって中小企業の問題の解決に一つ前進したいと、こうわれわれ考えておるのであります。したがって、運営については、いろいろ附帯条件も衆議院でも決議されたのでありますが、われわれはこの運営をやってみて、なお足らざるところがあれば、ひとつまた足らざるところは補つて、より効率的な運営をやりたいということを述べた次第であります。

○矢追秀彦君 いまの、一歩前進でありますけれども、どのような一歩前進を考えておられるのか。
○政府委員（影山衛司君） 改善されますおま点を申し上げますと、先ほど大臣が申し上げましたように、啓蒙指導と助成とが一体的、総合的に実施されるということが第一であります。第二点は、助成割合が、従来の五割、これは実

質上は三割五分程度しか行なっていないわけでございますが、これが実質的に六割五分以上に引き上げられるというところでございます。

それから、金利につきましても、中小企業者の全体の実質負担金利につきましても有利になるようにこれは考えております。
それから、助成対象につきましても、これは構造改善事業なども、今後法律が成立いたしますれば積極的に取り上げるといふように、助成対象もできるだけ構造改善事業を積極的にこれに取り入れていく、拡大をいたしたいということが次の点でございます。

それから、その次は、償還期間につきましても、従来の十年が十五年に延びますし、あるいは、償還七年であったものは十二年に延びますといふように、償還期間も大幅に延長をいたしておるような次第でございます。そういう点、あるいは造成、分割譲渡といふような仕事もできる。従来は高度化資金ではできなかったものでございますが、

〔理事近藤英一（郎君退席、委員長着席）〕
それを法律上はできることにいたしておるような次第でございます。

またもう一つは、従来高度化資金でできませんでしたが、二つの都道府県にまたがるような事業ができなかったわけでございます。従来、東京都からたとえば茨城県に用地が出ていくというような場合には、どちらの都道府県もめんどろを見たくないといふような面があるわけでございます。これは、東京都とそれから茨城県から、おの事業団が貸し付けを受けて、事業団の直接事業として団地が融資事業ができるというように、今度できるようなことになったわけでございます。そういう点を考えますと、相当な前進がはかられるんじゃないかと、いふように考えるわけでございます。

○矢追秀彦君 大臣にお伺いしたいのですが、中小企業については、政府としてもいろいろな仕事はやっておられるわけです。しかしながら、日本

の中小企業に対する対策といふものを、私はこの一、二年ずっと商工委員会に出ておまして感じることは、どうもあとで、こう案を張っておるような感じを受けるわけです。ちつとも問題は解決をしない、依然として中小企業も倒産が多い。今度事業団ができる、いま一歩前進のようになるとは伺いましたけれども、まだまだ中小企業、日本にたくさんある中小企業の人たちが希望を持って、日本の将来の中小企業はこういうふうになるんだと、自分たちもそういうふうな努力をしよう、と、そういう方向も示されていないし、こういう点について大臣は、中小企業、特に日本の中小企業がこういふ自由化のものであるか、そういう方向にいくことが理想的であるのか、そういうことをどうしてお考えになつておられるのか、お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣（青野和太郎君） ただいまお話しのとおり、中小企業問題がいつも解決をしていないといふことは仰せのとおりであります。そこで、この中小企業の問題でまず必要なのは、中小企業者に対する啓蒙運動が必要だと私思ふのであります。そして、この中小企業の振興事業団の性質なども十分理解してもらふし、あるいは協業化とか共同化とかいふようなこと、御承知のとおり、これから技術もだんだんと大規模な装置をしなければならぬようになってきますし、資本力もより多くの資本力を持たなければ事業がやっていけないというふうなことで、あるいは労働力の不足というやうな問題、これらを解決するためには、中小企業がやはり協業化していく、共同化していく必要があるといふように考えますので、そういうやうなことを積極的にやる必要があるといふことで、今回の中小企業振興事業団の仕事の中にもそれが含まれておるのであります。そういうことで、ただ単にこの事業団といふものができただけで、決してこれは私は効果をあげることはできないのでありますからして、むしろ積極的にこの事業団の本来の目的を達成するように中小企業の人々に対

して働きかけるということが最も必要なことではないかと、こう考えておる次第でございます。

○矢追秀彦君 いま大臣、協業化のことを言われましたけれども、いまの中小企業を全部協業化していけばよくなる、という考えなんですか。

その場合、協業化する場合、大企業との問題があります。協業化したから中小企業の体質が改善され強くなつて、大企業に対抗できるとか、そういうことでは私はないと思ひますが。要するに、私が言いたいのは、日本における中小企業は諸外国に對しても対抗できるいわゆる優秀な中小企業であると思ひます。また、中小企業でなければできないようなものが一ぱいあると思ひます。そういうものは大いに力を入れて、そうして自由化に對抗していく、それが望ましいと思ひますけれども、それに対して、あまり強い方策はいままでとられていなかった、啓蒙もされていなかったと考へるのですが、ただ大臣はよく然と協業化と言われましたけれども、どういふ方向で協業化をされるのですか。

○国務大臣（青野和太郎君） 日本の業種の中で、中小企業でなければ存立し自立し得ないものがあります。それはそれとして、その存立をはかるように政府は助成しなければならぬと、こう考へております。したがって、その中小企業でたとえば資金が不足するとかいふやうな場合には、その資金の融通方について助成するやうなことで、中小企業として存在しなければならぬ中小企業は中小企業として存立するように努力したいと思ふ。だがしかし、また、他の中小企業では、大資本のために中小企業であるがために圧迫されるやうな場合には、協業化を進めていく、そして大資本と対立するやうにしていくというやり方でやります。

○矢追秀彦君 中小企業で成り立つものはそのままにしておくと、大企業に対して圧迫されるものを協業化して防壁にする、これであれば、ちつと協業化といふことは、これは単なる防衛手段といひますか、非常に消極的ではないかと思ひま

す。もっと積極的に、協業化というものはそういうものではないかと思ひます。いかがでしょうか。

○国務大臣(青野和太郎君) 協業化しなかつたらば減るから、われわれは協業化して大資本と対立するという意味で、協業化を進めるべきである、それが、先ほど申し上げました技術の点、だんだん装置が大規模になりましてからして、まだ資本力の点あるいは労働力の点において大企業と対立ができないから、したがって、そういうような業種に対しては、協業化をさして、そして大資本と対立するように助成していきたいと、こう考へておる次第でございます。

○矢追秀彦君 この問題はやり出すと、また長くなりますから、事業団、この法律に返りますが、この振興事業団では、高度化資金と指導センターの一元化でありますけれども、設備近代化という問題はまた別に残っておりますが、それを一緒にするという考えはなかつたのかどうか、お伺いしたい。

○政府委員(影山衛司君) 設備近代化資金は小規模零細企業対策の大きな一つの柱であるわけでございまして、これらの点につきましても、振興事業団の事業内容とどうかにかつてございまして、相当慎重な検討をいたしましたような次第でございますが、まず、この小規模零細事業個々の問題につきましても、これはやはりそういう企業に密着しておるところの県のベースで指導をしながら、それから零細規模層に対して設備近代化資金の貸し付けを行なつていただいたほうがこれはいいのではないかとこの結論になりましたのが第一点と、それから、もうすでに設備近代化資金制度というのは相当の歴史がございまして、県の段階に補助金が出ておりました、県の段階で相当回転をいたしていろいろな次第でございまして、いまさらこれを事業団に取り上げるといふようなかっこうになりませんもの、せっかく都道府県のほうで一生懸命やつていただいておられます関係をも考慮いたしまして、このたび、この事業団を設立する

につきましたは、設備の近代化資金は従来どおりの体制でいくというところになるわけであります。従来どおりの体制と申しますのは、設備近代化資金を補助金として県のほうに差し上げるということとでございまして、事業団方式になりますというのと、県に貸し付け、県に回収をするというふうな貸し付け制度でございまして、こういう零細企業対策につきましても、むしろ県に対して補助金を出すというふうな対策のほうが、従来からやっております点から好都合ではないかというふうに考へたわけでございまして。

○矢追秀彦君 業種別の近代化とこの事業団とはどういう関係になるのですか。

○政府委員(影山衛司君) 近代化促進法におきましても、業種別の近代化計画を立てまして、この近代化を業種別に進めていくという法律あるいは中小企業対策があるのでございまして、この中小企業振興事業団の対象となりますところの共同化、協業化の事業も、やはり業種別の近代化、業種ぐるみ、あるいは産地ぐるみの近代化の推進の一つの行政手段といたしましてこれを推進していきたいと思つてございまして、また、繊維につきましても、産地ぐるみの構造改善を行なうというふうなこともはつきりと出ておるような次第でございます。

○矢追秀彦君 この事業団が、先ほど、少し話が出ましたが、中小企業の対策の中でどの程度の位置を占めるか、かなり重要な位置であると思ひますが、ウェットといふ点、この点はどうか考へてですか。

○政府委員(影山衛司君) 中小企業の大部分を占めますところの小規模零細企業が、まあ過小性過多性という性質を持っております、国際競争力等も非常に弱いといふことでございまして、しかしながら、これを共同化し、あるいは協業化していくことにつきましては、なかなか一國一城のあつておるというふうな考へ方もございまして、非常にむずかしい事業でございまして、また、それを行ないますところの中小企業者にとりましても大事業

でございまして、こういうむずかしい事業こそ、やはり中小企業振興事業団というふうなものを設けまして推進をいたしたいと考へたわけでございまして、この中小企業振興事業団は、中小企業対策の中では非常に大きなウェットを持つておるものでございまして、また、技術的にも特色のある中小企業者といふものが、輸出にも伸びていっておりますといふような点もございまして、先ほど大臣からも御答弁いたしましたように、技術対策という点につきましても、これは中小企業対策の中でも非常にウェットを占めておるといふふうに考へるわけでございまして、いろんな中小企業対策をやり、総合的に実施をしていく必要があるのではないかと考へてございまして。

○矢追秀彦君 この指導センターの問題でございまして、いま言われましたように、確かに一國一城のあるものが多くて、なかなかこういふ協業化とか団地の問題に対しても、理解が薄い人があるわけですね。いままで指導はされてこれらに思ひますけれども、こういった指導機関へ相談に来る人、指導を受けに来る人は問題ないと思ひます。なかなか指導を受けに来ない人、これに対して、先ほど、啓蒙するといふお話もございまして、たけれども、かなり強力に指導といふ点、啓蒙しないといふ点、どう思ひます。それに対しては、何か特別な方法、方策はありますか。

○政府委員(影山衛司君) 先生御指摘のとおりでございまして、小規模零細層の中小企業の人たちが自分の仕事をやっておることだけで手一ぱいでございまして、講習会に行くとか、あるいはコンサルタントの指導を受けるというふうな、こちらから出かけていくというふうな機会が少ないうちでございまして、そういう面を考慮いたしまして、県の行なつておられますところの総合指導所につきましては、マイクロスコープ等補助の対象にいたしておりました、巡回指導を行なうということをやっております。それからまた、技術指導につきましても、県の公設試験研究所に対しまして、やは

り同じようにマイクロスコープとか簡易な試験器具というふうなものも補助いたしておりました、そういうところは、産地を巡回いたしまして指導をいたすといふようなことになっております。それから商工会あたりの経営改善指導員、これは小規模零細層の人たちの経営改善のための指導員でございまして、こういう人たちにしましては、現在も四千九百七十名の指導員を持っております。でございますが、そういう人たちが積極的にやはり中小企業者の中に飛び込んで指導を積極的にするといふように、人数もふやしますと同時に、そういう中小企業者の指導に臨む態度につきましては、私も強力に指導をいたしておるような次第でございまして。

○矢追秀彦君 この指導員でありますけれども、いろいろな指導をする機関とか指導員がおります。たとえば商工会の経営改善普及員、また中小企業団体中央会の指導員、また指導法に基づく診断員、それから労働省の労務管理指導員、その他いわゆる民間にある経営コンサルタント、そういうふうなのが非常にたくさんあるわけでありますけれども、そのおのおのの特徴があると思ひますけれども、その特徴を教へていただき、また、そういうのが大ざっぱでもけっこうですから、どのように、現在どういふ部門の人が特に仕事をしておるといふ点、一般の人が指導を受けに行くかどうか、その点についてお尋ねいたします。

○政府委員(影山衛司君) まず、県の指導体制でございまして、経営管理の合理化につきましても、従来商工指導所というものがございまして、けれども、それを総合指導所というふうな組織を改善いたしまして、それに要する補助金あるいは施設等も補助をいたしております。それで、その要員につきましては、今度も五百八十四人にいたしました。な次第でございまして、こういう総合指導所におきましては、たとえば系列診断でございまして、あるいは産地診断でありますとか、あるいは商店街診断でございまして、そういうふう

なグループ別に、政策的に重要性のあるところの

診断というものを総合指導所でも行なうていた

く。それからまた、今度の事業団の対象となる

ところの団地等につきましても、総合指導所あた

りに計画診断あるいは事後の運営診断というよう

な指導も行なうてもらうことになるわけでご

ざいます。県、段階におきましますところの総合

指導所は、そういうふうな特色を持っておるわけ

でございます。もちろん、個別企業の診断というこ

ともやるわけでございますが、そういうふうな政

策的な診断もウェイトを置いておるような次第で

ございます。それから商工会、商工会議所におき

ますところの経営指導員は、これは現在商工会で

二千九百三名、商工会議所関係で千八百九名、商

工会議合会で二百十八名、計四千九百七十名の経

営改善指導員を持っておるわけでございますが、

これは小規模零細層の人たちに対して、帳簿のつ

け方から、あるいは税金の納め方、あるいは金の

借り方というふうなことから指導をしていくとい

うふうな小規模零細企業対策でございます。それ

から中央会の指導員につきましては、これは全体

で四百八十名ほど配置しておりますけれども、こ

れは中央会におきまして、全国の協同組合等の組

織化あるいは協同組合の運営等につきまして、一

般的な指導を行なうというふうな組織化、指導と

いうようなことを行なっておるわけでありまし

て、おのおのその特色があり、おのおの持ち分と

いうものがきまっておるわけでございます。そう

いう点につきましても、やはりおのおのの特色を

生かしますと同時に、やはり総合的な運営という

ものも私は必要なんではないかというように考え

ておるのでございます。

○矢追秀彦君

こういうふうないろいろな指導員

がおるわけでありましても、これといまの事

業団の指導センターとの関係、それはどのように

なっておりますか。

事業を行なうわけでございます。

それから第二といましては、県段階におき

ましてそういう政策的な診断を行ない、あるいは

助成事業の前提となるところの計画診断等を行な

います場合には、事業団におきましますところのコン

サルタント、これは相当高度のやはり協業化、共同

化、あるいは団地化等につきましての専門の高度

のコンサルタントを置いておくことにいたしてお

るわけでございますので、そういうコンサルタン

トは広い視野、高い見地から、県の行ないますと

ころの診断指導に参加をいたしまして、指導をし

ながら、これを一緒に進めて行なうていくという

ふうなことをやるわけでございます。そして、そう

いうに協力体制と申しますか、そういう体制も整

えておるような次第でございます。

○矢追秀彦君

そうすると、その事業団として

は、こういうものを全部まとめて、いわゆる指

導の機関をつくって、それを組織化する、そうい

うことは結局考えていないわけですね。

○政府委員(影山衛司君)

事業団の職員といたし

まして全部をこれに統合するというようなところ

まではまだ考えていないわけでございます。

○矢追秀彦君

一般の中小企業の人々がこういうい

ろいろなところへ行くわけですから、いろいろな

ところのありましますから、やはりどこへ行つてい

いかわからぬ。ともすれば民間の経営コンサルタ

ントに頼むこともあるわけですね。まあいい人であ

ればよいのでありますけれども、中にはあまりよく

ない人がいた場合は、かえってまづいことになら

ないようなことも全然ないとは言えないような状

態です。やはり、せっかく事業団ができたので

すから、こういうものを、いろいろな部門に行く

のを何とかこう系列化して、どこかへ行つたら

ば、この問題についてはここで指導を受けよう

というふうなすぐ持つていけるようにしたほう

がいいのじゃないかと、このように思うのですけ

れども、今後の問題として、それに対してどうお

考えになりますか。

○政府委員(影山衛司君)

先生御指摘のような点

につきましても、非常に重要な点でございます。

今後そういう方向に向かいますと、中小企業者と

いたしましては、どこかの指導の窓口に行けば、

おのおのその適当な窓口のほうへ内部で連絡がで

きるといような連絡調整体制も、ひとつ事業団

が中心になりまして整えたいと考えております。

○矢追秀彦君

この資格の基準ですね、指導員に

なる人の。これは現在どういうふうになっており

ますか。

○政府委員(影山衛司君)

資格でございますが、

商工会、商工会議所の経営指導員につきまして

は、大学卒業で、商工業の指導または経営実務

に最近五年のうち二年以上従事しておつた者とい

うふうな資格にしております。それから中央会の

指導員につきましては、大学卒業で、組合員の指

導または経営実務に三年以上従事した者というふ

うなことを資格といたします。また、県段階にお

きましますところの診断員におきましては、原則と

いたしまして、中小企業診断員試験の合格者、ある

いは中小企業指導センターの診断員養成課程終了

者というふうなものを資格にいたしております。

○矢追秀彦君

指導の問題についてやはり今後考

えられることは、資本の自由化等によつて、やは

り中小企業がいまのままでいいか、どうして

も転換せざるを得ないという問題が今後どうして

も多いと思うのですけれども、これに対する指導

は、事業団としては入ってないように思うのです

が、この点について。

○政府委員(影山衛司君)

先生御指摘のよう

に、従来からも、生活様式の変化あるいは技術革新あ

るいは原料の転換というふうなことで転換は行な

われてきているわけでございますが、今後、外資

の自由化あるいは後進国からの追い上げというよ

うな見地から、転換を迫られる場合も出てくるわ

けでございます。大体そういう場合におきまして

は、産地ごと、あるいは業界の協同組合ごとに

問題が起つてくるというように考えられますの

で、やはりそういう場合におきましては、業界全

体が産地ぐるみ、あるいは業界ぐるみということ

で、そういう困難な問題にぶつかつていかなけ

ればいけないということでございます。やはり協

同組合の共同施設といたしまして、技術の問題あ

るいは転換先の検討、研究というふうなものも行

なわれるのでございまして、そういう場合におき

ましては、必要なら共同施設等につきましまして、この

振興事業団の対象にいたしていくということ、この

振興事業団の指導と助成というものをこの振興事

業団を通じて行ないたいと考えておるわけござ

います。また、産地ごとには、各県の公設の試験

研究所もございまして、そういう面につきまし

ては、転換等についての技術の問題につきまして

は、都道府県の公設試験研究機関が中心となつて

産地等の指導を行なうていく、そのための必要な

施設は、やはり中小企業庁で組んでおりますとこ

ろの補助金をそういうふうなところに回していく

というふうなことで、指導と助成というふうなも

のこれに投入いたしまして、転換というものが

前向きにひとつスムーズに行なわれていくという

ふうに努力いたしたいと考えておるわけござい

ます。

○矢追秀彦君

いまの自由化の問題等もからん

で、結局、日本の中小企業に対して、きつきから

言っているように、はつきりしたビジョンを打ち

出して、そしてやられていく、結局、中小企

業はほとんどつぶされていく。そして、それから

あと幾らお金を出してやっても、それは一応はそ

の場しのぎではできませんでしようが、日本の経済全体

の立場から考えれば、そういうことはプラスであ

るかマイナスであるか、非常に検討しなければな

らぬ。だから、やはりはつきり将来を示して、日

本としては中小企業はこういう方向でいく、こ

ういうものを海外に対しても出していくのだ、ど

うしても現在ある中小企業で、むしろ大企業にし

たほうが日本の経済全体としてプラスになる場合も

あるかと思うのです。そういうものはどうしても

転換しなければならぬ。それをただこわしてし

まう、冷たい行き方ではなくて、補助を加えつつ、

そうして、いい方向へ持つていく。だから、私

第九部 商工委員会会議録第十四号 昭和四十二年七月四日

【参議院】

一九

は、はっきりした方向を示していかなければ、中小企業問題は決していまのままでいったんでは解決しない。さらにまた、中小企業に対しては、政府としても金を出しております。まだ足りませんが、何れども出しております。けれども、何かむだ金に相当するようにも感じますし、そういった点をほんとうにはっきりした方向を出して、これにのっとった上で指導を行なわれ、どんどん進めていかなければ、結局はおくれてしまう。いつまでたっても小さな町工場で、いつも絶えず倒産のうき目を見ながら、また、働いておる人たちは非常に環境の悪い中で仕事をしなければならぬ、そういうことになっていくと思うのです。これに對して、先ほど大臣の答弁も、ああいうふうな状態です、中小企業庁としては、どのようにこういった問題をお考えになつてゐるか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(影山衛司君) 中小企業対策のビジョンを明らかにし、今後中小企業が進むべき方向を明らかにするといふことは、中小企業基本法でも原則的な方向につきましては明らかにしておるところでございますが、今後そういう中小企業をめぐるところの内外の環境のきびしさというものの対処して、今後の中小企業の行き方というものにつきましては、何ぶん、先生御承知のように、中小企業の業種あるいは規模別というふうな非常に複雑でございますけれども、それだからといって、むずかしいからビジョンなり方向づけがでないというふうなことでは困りますので、今後の中小企業対策の一つの行き方といたしましては、中小企業近代化促進法あるいは繊維の構造改善の法律というふうなものによりまして、業種別にひとつ中小企業の行くべき道を明らかにして、その方向に従つて中小企業を指導していく運動を起していこうということを心がけていきたいと思ひます。

○矢追秀彦君 最後に、団地の問題であります。団地に移転した場合に、あと地の処理の問題ですけれども、所有者がはたして処理ができるのかどうか。

それから二番目としては、あと地に同種の工業または業者が来た場合、その場合は、移転の意義というものが薄くなつていく。これに対する業種の選定をどうしていくのか。最後に、公共用地としてそのあと地を地方公共団体が買い上げる、そういうことは考えておられるのかどうか。この三點をお伺ひして終わりたいのであります。

○政府委員(影山衛司君) あと地の処理につきましては、最後の問題から御答弁申し上げますと、都道府県のほうへ建設省から金が流れておりまして、あと地の買い上げをいたしまして、これを公共用地に転換をいたすという方途もとられておるわけでございます。なかなかまだこれは中小企業分野にまで及んでくるといふようなところには至っておりません。

それから、そのあと他の所有者がこれを処分できるかという問題でございますが、もちろんこれは所有者が処分できるわけでございます。しかしながら、その際に、工場のことといたしましては、一貫いたしませんので、そういう場合には、助成の条件といたしまして、あと地は工場には使わない。それで、事務所でありまうとか、あるいは市内で売りさばくところの倉庫等には、これは転用ができるかと思ひます。そういうふうなところに転用をいたしていくべきであるといふふうに指導をいたしております。それからまた、今後ともそういうふうな指導をいたしていきたいと思ひます。

○委員長(鹿島俊雄君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(鹿島俊雄君) 速記をこめて。
他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日のところの程度にいたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時十分散会
六月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案

件を付託された。

一、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 液化石油ガス販売事業(第三条―第二十六條)

第三章 液化石油ガス指定製造事業(第二十七條―第三十五條)

第四章 消費設備(第三十六條―第三十八條)

第五章 液化石油ガス器具等

第一節 検定等(第三十九條―第四十二條)

第二節 製造事業者の登録及び液化石油ガス器具等の型式等(第四十三條―第六十七條)

第三節 指定検定機関(第六十八條―第八十條)

第六章 雑則(第八十一條―第九十五條)

第七章 罰則(第九十六條―第一百零四條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「液化石油ガス」とは、プロパン、ブタンその他政令で定める炭化水素を主成分とするガスを液化したもの(その充てんされた容器内において気化したものを含む)をいう。

2 この法律において「一般消費者等」とは、液化石油ガスを燃料(自動車用のものを除く。以下この項において同じ)として生活の用に供する一般消費者及び液化石油ガスの消費の態様が一般消費者が燃料として生活の用に供する場合に類似している者であつて政令で定めるものをいう。

3 この法律において「液化石油ガス販売事業」とは、液化石油ガスであつて容器に充てんされているものを一般消費者等に販売する事業(液化石油ガスであつて容器に充てんされているものを一般消費者等に現に引き渡し、その消費された液化石油ガスのみについて代金を受領する販売をする事業を含む)をいう。

4 この法律において「液化石油ガス器具等」とは、主として一般消費者等が液化石油ガスを消費する場合に用いられる機械、器具又は材料であつて、政令で定めるものをいう。

第二章 液化石油ガス販売事業(事業の許可)

第三条 液化石油ガス販売事業を行なうとする者は、二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行なうとする場合には、通商産業大臣の、一の都道府県の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行なうとする場合には、当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 販売所の名称及び所在地

三 販売(販売に係る貯蔵を含む。以下この項、第五條第二号及び第四号、第十六條第二項及び第三項、第二十二條第一項、第二十一條第一項並びに第八十七條第二項において同じ)のための施設であつて通商産業省令で定めるもの(以下「販売施設」という)の位置

置、構造又は設備

四 販売の方法に關する事項（通商産業省令で定めるものに限る。）

三 前項の申請書には、事業計画書、販売所の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長の意見書その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

四 第一項の通商産業大臣の許可を受けようとする者は、その販売施設が第五条第一号に適合しているかどうかについてその販売施設の所在地を管轄する都道府県知事の確認を受け、その確認を受けたことを証する書面を第二項の申請書に添附しなければならない。

（欠格事項）

第四条 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律若しくは高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十六条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前条第三号の一に該当する者があるもの（許可の基準）

第五条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一 販売施設の位置、構造又は設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 販売の方法が通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

三 その事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

と。

四 前三号に掲げるもののほか、その液化石油ガスの販売が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。

（許可行政庁の変更の場合における届出等）

第六条 第三条第一項の許可を受けた者（以下「液化石油ガス販売事業者」という。）は、同項の許可を受けた後次の各号の一に該当して引き続き液化石油ガス販売事業を行なおうとする場合（第十条第一項の規定により他の液化石油ガス販売事業者の地位を承継したことにより次の各号の一に該当して引き続き液化石油ガス販売事業を行なおうとする場合を除く。）において第三号第一項の規定により通商産業大臣又は都道府県知事の許可を受けたときは、遅滞なく、その旨を従前の許可をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一 通商産業大臣の許可を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ販売所を有することとなつたとき（第三条第二項第二号から第四号までの事項について第八条第一項ただし書の販売所の廃止その他の通商産業省令で定める軽微な変更があつたときに限る。）

二 都道府県知事の許可を受けた者が当該都道府県の区域内における販売所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に販売所を設置することとなつたとき。

三 都道府県知事の許可を受けた者が二以上の都道府県の区域内に販売所を有することとなつたとき。

2 第三条第一項の通商産業大臣の許可を受けた者は、一の都道府県の区域内にのみ販売所を有することとなつて引き続き液化石油ガス販売事業を行なおうとする場合（前項第一号に掲げる場合を除く。）において、通商産業省令で定めるところにより当該都道府県知事に届け出たときは、第三条第一項の都道府県知事の許可を受けたものとみなす。この場合には、遅滞なく、

その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（許可の表示）

第七条 液化石油ガス販売事業者は、販売所において、公衆の見やすい場所に、通商産業省令で定めるところにより、その許可を受けたことを証する表示をしなければならない。

（販売施設の変更の許可等）

第八条 液化石油ガス販売事業者は、第三条第二項第二号から第四号までの事項を変更しようとするときは、その許可をした通商産業大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、販売所の廃止その他の通商産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 液化石油ガス販売事業者は、前項ただし書の販売所の廃止その他の通商産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨をその許可をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

3 第三条第四項及び第五条の規定は、第一項の許可に準用する。

（氏名等の変更の届出）

第九条 液化石油ガス販売事業者は、第三条第二項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその許可をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（承継）

第十条 液化石油ガス販売事業者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その液化石油ガス販売事業者の地位を承継する。ただし、当該相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第四条各号の一

に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により液化石油ガス販売事業者の地位を承継した者は、次の各号の一に該当する場合においては、自ら第三条第一項の都道府県知事の許可を受けた事業又は当該承継に係る事業であつて同項の都道府県知事の許可を受けたものについて、当該承継の時に同項の通商産業大臣の許可を受けたものとみなす。

一 第三条第一項の通商産業大臣の許可を受けた者が同項の都道府県知事の許可を受けた者の地位を承継したとき。

二 第三条第一項の都道府県知事の許可を受けた者が同項の通商産業大臣の許可又は他の都道府県知事の許可を受けた者の地位を承継したとき。

三 第三条第一項の許可を受けていない者が、同時に、同項の通商産業大臣の許可を受けた者の地位及び同項の都道府県知事の許可を受けた者の地位を承継したとき又は同項の都道府県知事の許可を受けた二以上の者の地位を承継したとき（その許可をした都道府県知事が同一であるときを除く。）

3 第一項の規定により液化石油ガス販売事業者の地位を承継した者は、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（貯蔵施設）

第十一条 液化石油ガス販売事業者は、通商産業省令で定めるところにより、自己の用に供する液化石油ガスの貯蔵施設を所有し、又は占有しなければならない。ただし、液化石油ガスを貯蔵しないのでその液化石油ガス販売事業を円滑に行なうことができる場合等であつてその許可をした通商産業大臣又は都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

（使用前検査）

第十二条 液化石油ガス販売事業者は、販売施設（通商産業省令で定めるものに限る。）を設置し、又はその位置、構造若しくは設備を変更し

たとき（第八条第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたときを除く。）は、当該販売施設につきその所在地を管轄する都道府県知事が行なう検査を受け、これが第五条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

（販売の制限）

第十三条 液化石油ガス販売事業者は、通商産業大臣が指定した者が第三十条第二項及び第三項の規定により表示を附し、かつ、封を施した容器に充てんされているものでなければ、液化石油ガスの一般消費者等に対する販売（液化石油ガスであつて容器に充てんされているものを一般消費者等に現に引き渡し、その消費された液化石油ガスのみについて代金を受領する販売の場合には、引渡し）をしてはならない。ただし、通商産業大臣が災害その他の理由により一般消費者等に対する液化石油ガスの供給が円滑を欠くおそれがあると認めて官報に公示したときは、この限りでない。

（書面の交付）

第十四条 液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結したときは、次の事項を記載した書面を当該一般消費者等に交付しなければならない。

一 液化石油ガスの種類

二 液化石油ガスの引渡しの方法

三 液化石油ガスの消費のための設備の管理の方法

四 次条第一項の規定による調査の実施の方法

五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

（調査の義務等）

第十五条 液化石油ガス販売事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その一般消費者等に販売する液化石油ガスに係る消費のための設備（船舶内のものを除く。以下「消費設備」という。）が通商産業省令で定める技術上の基準

に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その消費設備の設置の場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

2 液化石油ガス販売事業者は、前項の規定による調査の結果、消費設備が同項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければならない。

3 通商産業大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた液化石油ガス販売事業者が第一項の規定による調査若しくは前項の規定による通知をせず、又はその調査若しくは通知の方法が適当でないときは、当該液化石油ガス販売事業者に対し、その調査若しくは通知を行ない、又はその調査若しくは通知の方法を改善すべきことを命ずることができる。

4 液化石油ガス販売事業者は、その販売した液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該液化石油ガスに係る一般消費者等からその事実を通知され、これに対する措置を講ずることを求められたときは、すみやかにその措置を講じなければならない。自らその事実を知つたときも、同様とする。

（基準適合義務等）

第十六条 液化石油ガス販売事業者は、販売施設を、その位置、構造又は設備が第五条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 液化石油ガス販売事業者は、第五条第二号の通商産業省令で定める基準に従つて液化石油ガスの販売をしなければならない。

3 通商産業大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた液化石油ガス販売事業者の販売施設又は販売の方法が第五条第一号の通商産業省令で

定める技術上の基準又は同条第二号の通商産業省令で定める基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように販売施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又その基準に従つて液化石油ガスの販売をすべきことを命ずることができる。

（勧告等）

第十七条 通商産業大臣は、液化石油ガス販売事業者の事業の運営が適正を欠いているため、液化石油ガスによる災害の発生を防止又は一般消費者等の利便の確保に支障を生じ、又は生じることがある場合において、特に必要があると認めるときは、高圧ガス及び火薬類保安審議会の意見をきいて、当該液化石油ガス販売事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、液化石油ガス販売事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（保安教育）

第十八条 液化石油ガス販売事業者は、その従業員に保安教育を施さなければならない。

2 高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）は、液化石油ガスによる災害の防止に資するため、前項の保安教育を施すに当たつて基準となるべき事項を作成し、これを公表しなければならない。

（業務主任者）

第十九条 液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに、通商産業省令で定めるところにより、販売主任者（高圧ガス取締法第二十八条第二項の高圧ガス販売主任者免状であつて通商産業省令で定める種類のものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者のうちから、液化石油ガス業務主任者（以下「業務主任者」という。）を選任し、次条第一項に規定する業務主任者の職務を行なわなければならない。

2 液化石油ガス販売事業者は、前項の規定によ

り業務主任者を選任したときは、遅滞なく、その旨をその許可をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（業務主任者の職務等）

第二十条 業務主任者は液化石油ガスの販売に係る保安に関し通商産業省令で定める職務を行なう。

2 業務主任者は、誠実にその職務を行なわなければならない。

3 業務主任者は、通商産業省令で定めるところにより、協会の行なう液化石油ガスによる災害の発生を防止に関する講習を受けなければならない。

4 液化石油ガス販売事業に従事する者は、業務主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

（業務主任者の代理者）

第二十一条 液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに、通商産業省令で定めるところにより、販売主任者免状の交付を受けている者又は通商産業省令で定める条件に適合する液化石油ガスの販売に関する知識経験を有する者のうちから、あらかじめ、業務主任者の代理者を選任し、業務主任者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行なうことができない場合に、その職務を代行させなければならない。

2 液化石油ガス販売事業者は、前項の代理者を選任したときは、遅滞なく、その旨をその許可をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 第一項の代理者は、業務主任者の職務を代行する場合は、この法律及びこの法律に基づく命令の規定の適用については、業務主任者とみなす。

（業務主任者等の解任命令）

第二十二条 通商産業大臣又は都道府県知事は、

業務主任者若しくはその代理者がこの法律若しくは高圧ガス取締法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその職務を行なわせることが公共の安全の維持若しくは災害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その許可を受けた液化石油ガス販売事業者に対し、当該業務主任者又はその代理者を解任すべきことを命ずることが出来る。

(廃止等の届出)

第二十三条 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガス販売事業を開始し、休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨をその許可をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の失効)

第二十四条 液化石油ガス販売事業者が第六条第一項に規定する場合において第三条第一項の規定により通商産業大臣又は都道府県知事の許可を受けたときは、その者に係る従前の通商産業大臣又は都道府県知事の同項の許可は、その効力を失う。

2 液化石油ガス販売事業者が第六条第二項又は第十条第二項の規定により第三条第一項の都道府県知事又は通商産業大臣の許可を受けたものとみなされたときは、それぞれ、その者に係る従前の通商産業大臣又は都道府県知事の同項の許可は、その効力を失う。

3 液化石油ガス販売事業者がその液化石油ガス販売事業を廃止したときは、その者に係る第三条第一項の通商産業大臣又は都道府県知事の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し等)

第二十五条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた液化石油ガス販売事業者が正当な理由がないのに、液化石油ガス販売事業を一年以内に開始せず、又は一年以上引き続き休止したときは、その許可を取り消すことができる。

第二十六条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた液化石油ガス販売事業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。

二 第八条第一項の規定に違反して第三条第二項第二号から第四号までの事項を変更したとき。

三 第十一条、第十三条、第十五条第四項又は第十九条第一項の規定に違反したとき。

四 第十二条の検査を受けずに販売施設を使用したとき。

五 第十五条第三項、第十六条第三項又は第二十二條の規定による命令に違反したとき。

六 第八十四条第一項の条件に違反したとき。

七 高圧ガス取締法第二十二條第一項の許可を受けずに高圧ガスの輸入をしたとき又は同法第三十九條第一号若しくは第三号の規定による命令若しくは同条第二号の規定による禁止若しくは制限に違反したとき。

八 不正の手段により第三条第一項の許可を受けたとき。

第三章 液化石油ガス指定製造事業 (指定)

第二十七条 第十三条の指定は、第三十条第一項及び第二項の規定により液化石油ガスを分析し及び容器に充てずる事業を行なうとする者の申請により、事業所ごとに行なう。

2 第十三条の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 液化石油ガスを分析するための機械器具その他の設備の名称、性能及び数

四 液化石油ガスの分析を実施する者の氏名及び略歴

五 液化石油ガスの分析方法

3 前項の申請書には、高圧ガス取締法第五条第一項の許可を受け又は同条第二項の規定による届出をした旨を証明する書類その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(指定の基準)

第二十八条 通商産業大臣は、第十三条の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときは、指定をしなければならない。

一 通商産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて液化石油ガスの分析を行なうものであること。

二 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が液化石油ガスの分析を実施するものであること。

三 液化石油ガスの分析の方法が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

四 液化石油ガスに係る高圧ガス取締法第五条第一項の許可を受けた者であつて同項第一号に規定するもの又は同条第二項の規定による届出をした者であること。

(変更の届出)

第二十九条 第十三条の指定を受けた者(以下「指定製造事業者」という。)は、第二十七条第二項各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(表示等)

第三十条 指定製造事業者は、次項の表示を附するため液化石油ガスの分析を行なうときは、第二十八条第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、同条第三号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合する方法により、かつ、同条第二号に規定する者にその分析を実施させなければならない。

2 指定製造事業者は、前項の規定により分析を行なつた液化石油ガスが通商産業省令で定める規格に適合する場合において、当該液化石油ガスを通商産業省令で定めるところに従い容器に充てんしたときは、通商産業省令で定めるところにより、その容器に表示を附することができる。

3 指定製造事業者は、前項の規定により表示を附したときは、通商産業省令で定めるところにより、その容器に封を施さなければならない。

4 何人も、前二項に規定する場合を除くほか、液化石油ガスの容器に第二項の表示若しくはこれと紛らわしい表示を附し、又は前項の封若しくはこれと紛らわしい封を施してはならない。

(適合命令)

第三十一条 通商産業大臣は、指定製造事業者が第二十八条第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定製造事業者に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(廃止等の届出)

第三十二条 指定製造事業者は、第二十七条第一項の事業を開始し、休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(指定の失効)

第三十三条 指定製造事業者が第二十七条第一項の事業を廃止したときは、その者に係る第十三条の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第三十四条 通商産業大臣は、指定製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて第二十七条第一項の事業の停止を命ずることができる。

一 第二十八条第四号に適合しなくなつたとき。

二 第三十条第三項又は第四項の規定に違反したとき。

三 第三十一条の規定による命令に違反したとき。

四 次条において準用する第四条第一号、第三

号又は第四号に該当するに至つたとき。

五 第八十四条第一項の条件に違反したとき。
六 不正の手段により第十三条の指定を受けたとき。

（準用規定）

第三十五条 第四条、第十条第一項及び第三項並びに第二十五条の規定は、指定製造事業者に準用する。この場合において、第四条第二号中「第二十六条」とあるのは「第三十四条」と、第十条第三項中「通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事」とあるのは「遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣」と読み替へるものとする。

第四章 消費設備

（消費設備の設置等）

第三十六条 消費設備の設置又は変更の工事は、その消費設備が第十五条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。

第三十七条 消費設備のうち通商産業省令で定める規模以上の配管設備の設置又は変更の工事は、政令で定める条件に適合する配管設備の工事に関する知識経験を有する者の実地の監督の下でなければしてはならない。ただし、その者が自らする場合、この限りでない。

2 学校、病院、興業場その他の多数の者が出入する施設で通商産業省令で定めるものに設置される前項の配管設備の設置又は変更（通商産業省令で定める軽微な変更を除く。）の工事をした者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（基準適合命令）

第三十八条 都道府県知事は、消費設備が第十五条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように消費設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

第五章 液化石油ガス器具等

第一節 検定等

（検定等）

第三十九条 液化石油ガス器具等の販売の事業を行なう者は、通商産業大臣、協会又は通商産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）が行なう検定を受け、これに合格したものであるもの又は第六十三条の規定により表示が附されているものでなければ、液化石油ガス器具等を販売し、及ば販売の目的で陳列してはならない。ただし、輸出その他特定の用途に供する液化石油ガス器具等を販売し、若しくは販売の目的で陳列する場合において通商産業大臣の承認を受けたとき、又は第六十二条第一項ただし書の承認に係る液化石油ガス器具等を販売し、若しくは販売の目的で陳列する場合は、この限りでない。

（検定の申請）

第四十条 液化石油ガス器具等について前条の検定（以下単に「検定」という。）を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣、協会又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

（合格及び表示）

第四十一条 通商産業大臣、協会又は指定検定機関は、前条の申請に係る液化石油ガス器具等について通商産業省令で定める方法により検定を行ない、これが通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているときは検定に合格したものとし、これに通商産業省令で定めるところにより表示を附さなければならない。

（表示の制限）

第四十二条 何人も、前条又は第六十三条の規定により表示を附する場合を除くほか、液化石油ガス器具等にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を附してはならない。

第二節 製造事業者の登録及び液化石油ガス器具等の型式等

（登録）

第四十三条 液化石油ガス器具等の製造の事業を行なう者は、通商産業省令で定める液化石油ガス器具等の製造の事業の区分（以下「事業区分」という。）に従い、通商産業大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業区分

三 当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

四 当該液化石油ガス器具等の製造のための設備であつて通商産業省令で定めるもの（以下「特定製造設備」という。）の名称、性能及び数

五 当該液化石油ガス器具等の検査のための設備であつて通商産業省令で定めるもの（以下「特定検査設備」という。）の名称、性能及び数

3 前項の申請書には、工場又は事業場の図面その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

（欠格条項）

第四十四条 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十四条の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行なう役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

（登録の基準）

第四十五条 通商産業大臣は、第四十三条第一項の登録の申請が次の各号に該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

一 特定製造設備が通商産業省令で定める技術

上の基準に適合していること。

二 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

（登録簿）

第四十六条 通商産業大臣は、登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 第四十三条第二項第一号から第三号までの事項

（登録証）

第四十七条 通商産業大臣は、第四十三条第一項の登録をしたときは、登録証を交付する。

2 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

三 事業区分

（承継）

第四十八条 第四十三条第一項の登録を受けた者（以下「登録製造事業者」という。）が当該登録に係る事業の全部を譲り渡し、又は登録製造事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第四十四条各号の一に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により登録製造事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（変更の届出）

第四十九條 登録製造事業者は、第四十三條第二

項第一号又は第三号から第五号までの事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(登録証の訂正)

第五十條 登録製造事業者は、第四十八條第二項又は前条の規定により届出をする場合において、登録証に記載された事項に変更があつたときは、当該届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(届出の届出)

第五十一條 登録製造事業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(登録証の再交付)

第五十二條 登録製造事業者は、登録証をよこし、損じ、又は失つたときは、通商産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

(登録の失効)

第五十三條 登録製造事業者が当該登録に係る事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失ふ。

(登録の取消し)

第五十四條 通商産業大臣は、登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第三十九條、第四十二條又は第四十九條の規定に違反したとき。

二 第四十四條第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第六十四條又は第六十五條の規定による禁止又は命令に違反したとき。

四 不正の手段により第四十三條第一項の登録を受けたとき。

(登録の消除)

第五十五條 通商産業大臣は、登録製造事業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消

除しなければならない。

(登録証の返納)

第五十六條 登録製造事業者は、その登録が効力を失つたときは、遅滞なく、通商産業大臣にその登録証を返納しなければならない。

(登録簿の謄本等)

第五十七條 何人も、通商産業大臣に対し、登録簿の謄本の交付又は閲覧をすることができる。

(液化石油ガス器具等の型式の承認)

第五十八條 登録製造事業者は、製造しようとする液化石油ガス器具等の型式について、通商産業省令で定める型式の区分(以下単に「型式の区分」という。)に従い、通商産業大臣の承認を受けることができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録の年月日及び登録番号

三 型式の区分

3 前項の申請書には、通商産業省令で定める数量の試験用の液化石油ガス器具等及びその構造図その他の通商産業省令で定める書類を添えなければならない。ただし、第六十條第一項の試験に合格した液化石油ガス器具等について第一項の承認を受けようとするときは、当該試験に合格したことを証する書面を添えることをもつて足りる。

(承認の基準)

第五十九條 通商産業大臣は、前条第一項の承認の申請が次の各号(次条第一項の試験に合格したことを証する書面を添えてある場合には、第二号)に該当すると認めるときは、承認をしなければならない。

一 申請に係る試験用の液化石油ガス器具等が第四十一條の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 申請者が申請に係る型式の区分の属する事業区分について第四十三條第一項の登録を受けていること。

業区分について第四十三條第一項の登録を受けていること。

(指定検定機関等の試験)

第六十條 登録製造事業者は、通商産業省令で定める型式の液化石油ガス器具等については、協会又は指定検定機関の行なう指導を受けることができる。

2 前項の試験を受けようとする登録製造事業者は、通商産業省令で定める区分に従い、次の事項を記載した申請書に第五十八條第三項の通商産業省令で定める数量の試験用の液化石油ガス器具等及び同項の通商産業省令で定める書類を添えて、協会又は指定検定機関に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 型式の区分

3 第一項の試験においては、その試験用の液化石油ガス器具等が第四十一條の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているときは、これを合格とする。

(承認の有効期間)

第六十一條 第五十八條第一項の承認は、三年以上七年内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失ふ。

2 前項の承認の更新の申請に関し必要な手続的事項は、通商産業省令で定める。

(基準適合義務等)

第六十二條 第五十八條第一項の承認を受けた登録製造事業者が当該承認に係る型式の液化石油ガス器具等を製造する場合には、第四十一條の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようしなければならない。ただし、輸出用その他特定の用途に供する液化石油ガス器具等を製造する場合において通商産業大臣の承認を受けたときは、又は試験用に製造する場合は、この限りでない。

2 前項の登録製造事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その製造に係る同項の液化石油ガス器具等(同項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。)について検査を行ない、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(表示)

第六十三條 第五十八條第一項の承認を受けた登録製造事業者は、当該承認に係る型式の液化石油ガス器具等を製造したときは、通商産業省令で定めるところにより、これに表示を附することができる。

(表示の禁止)

第六十四條 通商産業大臣は、第五十八條第一項の承認を受けた登録製造事業者が製造した液化石油ガス器具等であつて、当該承認に係るもの(第六十二條第一項ただし書の適用を受けて製造されたものを除く。)が第四十一條の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合において、災害の発生を防止するため特に必要があるとき認めるときは、当該登録製造事業者に対し、一年以内の期間を定めて前条の規定による表示を附することを禁止することができる。

(改善命令)

第六十五條 通商産業大臣は、次の場合には、登録製造事業者に対し、特定製造設備又は特定検査設備の修理又は改造、液化石油ガス器具等の製造又は検査の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 特定製造設備又は特定検査設備が第四十五條第一号又は第二号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。

二 第六十二條第一項の規定に違反していると認めるとき。

めるところにより、その製造に係る同項の液化石油ガス器具等(同項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。)について検査を行ない、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(表示)

第六十三條 第五十八條第一項の承認を受けた登録製造事業者は、当該承認に係る型式の液化石油ガス器具等を製造したときは、通商産業省令で定めるところにより、これに表示を附することができる。

(表示の禁止)

第六十四條 通商産業大臣は、第五十八條第一項の承認を受けた登録製造事業者が製造した液化石油ガス器具等であつて、当該承認に係るもの(第六十二條第一項ただし書の適用を受けて製造されたものを除く。)が第四十一條の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合において、災害の発生を防止するため特に必要があるとき認めるときは、当該登録製造事業者に対し、一年以内の期間を定めて前条の規定による表示を附することを禁止することができる。

(改善命令)

第六十五條 通商産業大臣は、次の場合には、登録製造事業者に対し、特定製造設備又は特定検査設備の修理又は改造、液化石油ガス器具等の製造又は検査の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 特定製造設備又は特定検査設備が第四十五條第一号又は第二号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。

二 第六十二條第一項の規定に違反していると認めるとき。

(承認の失効)

第六十六條 登録製造事業者の登録がその効力を失つたときは、当該登録製造事業者に係る第五十八條第一項の承認は、その効力を失ふ。

(承認の取消し)

第六十七條 通商産業大臣は、第五十八條第一項の承認を受けた登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- 一 第六十二條第二項の規定に違反したとき。
- 二 第六十四條又は第六十五條の規定による禁止又は命令に違反したとき。
- 三 第八十四條第一項の条件に違反したとき。
- 四 不正の手段により第五十八條第一項の承認を受けたとき。

第三節 指定検定機関

(指定)

第六十八條 第三十九條の指定は、通商産業省令で定める区分ごとに、検定及び第六十條第一項の試験（以下「検定等」という。）を行なおうとする者の申請により行なう。

(欠格事項)

第六十九條 次の各号の一に該当する者は、第三十九條の指定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第八十條の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 その業務を行なう役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

- イ 第一号に該当する者
- ロ 第七十七條の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第七十條 通商産業大臣は、第三十九條の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 通商産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて検定等を行なうものであること。
- 二 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が検定等を実施し、その数が

通商産業省令で定める数以上であること。

三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十條の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員が構成が検定等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 検定等の業務以外の業務を行なつてゐる場合には、その業務を行なうことによつて検定等が公正になるおそれがないものであること。

五 検定等の業務を適確かつ円滑に行なうに必要なる経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによつて申請に係る検定等の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(検定等の義務)

第七十一條 指定検定機関は、検定等を行なうべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検定等を行なわなければならない。

2 指定検定機関は、検定等を行なうときは、前条第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第二号に規定する者（以下「検定員」という。）に検定等を実施させなければならない。

(事業所の変更の届出)

第七十二條 指定検定機関は、検定等を行なう事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第七十三條 指定検定機関は、検定等の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

めるときは、その業務規程を變更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第七十四條 指定検定機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、検定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第七十五條 指定検定機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支計算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第七十六條 指定検定機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(解任命令)

第七十七條 通商産業大臣は、指定検定機関の役員又は検定員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定検定機関に対し、その役員又は検定員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員地位)

第七十八條 検定等の業務に従事する指定検定機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第七十九條 通商産業大臣は、指定検定機関が第七十條第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第八十條 通商産業大臣は、指定検定機関が次の

各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第六十九條第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第七十三條第一項の認可を受けた業務規程によらないで検定等を行なつたとき。

四 第七十三條第三項、第七十七條又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 第八十四條第一項の条件に違反したとき。

六 不正の手段により第三十九條の指定を受けたとき。

第六章 雑則

(帳簿の記載)

第八十一條 液化石油ガス販売事業者及び指定製造事業者は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 指定検定機関は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、検定等に関し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第八十二條 通商産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス指定製造事業者又は液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行なう者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検定機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第八十三條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス指定製造事業者又

は液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行なう者の事務所、営業所、工場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを収去させることができる。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その許可を受けた液化石油ガス販売事業者の事務所、営業所、液化石油ガスの保管場所その他その業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを収去させることができる。

3 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(許可等の条件)

第八十四条 許可、指定又は承認には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、許可、指定又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、許可、指定又は承認を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(液化石油ガス検査官等)

第八十五条 第八十三条第一項から第三項までに規定する職員の職務を行なわせるため、通商産業省に液化石油ガス検査官を、都道府県に液化

石油ガス検査官を置く。

2 液化石油ガス検査官及び液化石油ガス検査員の資格に關し必要な事項は、政令で定める。
(手数料)

納付しなければならない者	金額
一 第三条第一項の許可を受けようとする者	一件につき 四万円
二 第八条第一項の許可を受けようとする者	一件につき 三万円
三 第十二条の検査を受けようとする者	一件につき 五万円
四 第十三条の指定を受けようとする者	一件につき 五千元
五 第四十三条第一項の登録を受けようとする者	一件につき 六千元
六 第五十八条第一項の承認又は第六十一条第一項の承認の更新を受けようとする者(協会又は指定検定機関の行なう試験に合格した液化石油ガス器具等の型式について、承認又は承認の更新を受けようとする者を除く。)	一件につき 十万円
七 協会又は指定検定機関の行なう試験を受けようとする者	一件につき 十万円
八 登録証の訂正又は再交付を受けようとする者	一件につき 五百円
九 登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	一枚につき 百円
十 登録簿の閲覧を請求しようとする者	一回につき 五十円

2 液化石油ガス器具等について検定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

3 前二項の手数料は、通商産業大臣若しくは通商産業局長が行なう第三条第一項若しくは第八条第一項の許可、第十三条の指定、検定、第四十三条第一項の登録、第五十八条第一項の承認、第六十一条第一項の承認の更新若しくは登録証の訂正若しくは再交付を受け又は通商産業大臣若しくは通商産業局長に対し登録簿の謄本の交付若しくは登録簿の閲覧を請求しようとする者の納付するものについては、国庫の、協会又は指定検定機関が行なう検定等を受けようとする

第八十六条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

納付するもの	金額
一 第三条第一項の許可を受けようとする者	一件につき 四万円
二 第八条第一項の許可を受けようとする者	一件につき 三万円
三 第十二条の検査を受けようとする者	一件につき 五万円
四 第十三条の指定を受けようとする者	一件につき 五千元
五 第四十三条第一項の登録を受けようとする者	一件につき 六千元
六 第五十八条第一項の承認又は第六十一条第一項の承認の更新を受けようとする者(協会又は指定検定機関の行なう試験に合格した液化石油ガス器具等の型式について、承認又は承認の更新を受けようとする者を除く。)	一件につき 十万円
七 協会又は指定検定機関の行なう試験を受けようとする者	一件につき 十万円
八 登録証の訂正又は再交付を受けようとする者	一件につき 五百円
九 登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	一枚につき 百円
十 登録簿の閲覧を請求しようとする者	一回につき 五十円

る者の納付するものについてはそれぞれ協会又は当該指定検定機関の、その他の者の納付するものについては当該都道府県の収入とする。

(関係行政機関への通報等)

第八十七条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三条第一項若しくは第八条第一項の許可をし、第六条第二項、第二十三条若しくは第三十七条第二項の規定による届出若しくは第十条第三項の規定による届出(同条第二項に規定する場合に係るものに限る)を受理し、又は第二十五条若しくは第二十六条の規定により許可の取消しをしたときは、政令で定めるところにより、その旨を都道府県知事、国家公安委員会若しく

は都道府県公安委員会又は消防庁長官若しくは消防長に通報しなければならない。

2 消防庁長官又は消防長は、液化石油ガス販売事業者の販売施設又は販売の方法が第五条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準又は同条第二号の通商産業省令で定める基準に適合していない場合において、火災その他の災害の予防のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、通商産業大臣又は都道府県知事に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができる。

3 通商産業大臣は、第五条第一号若しくは第二号又は第十五条第一項の基準を定める通商産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、消防庁長官の意見をきかなければならない。

4 消防庁長官は、火災その他の災害の予防のため特に必要があると認めるときは、前項の基準の変更に関し通商産業大臣に意見を述べることができる。

(公示)

第八十八条 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十三条の指定をしたとき。

二 第三十三条の規定により指定が効力を失つたことを確認したとき、又は第三十四条の規定により指定を取り消したとき。

三 第三十九条の指定をしたとき。

四 第五十八条第一項の承認をしたとき。

五 第六十六条の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき、又は第六十七条の規定により承認を取り消したとき。

六 第七十二条の規定による届出があつたとき。

七 第七十四条の許可をしたとき。

八 第八十条の規定により指定を取り消し、又は検定等の業務の停止を命じたとき。

(公聴会等)

第八十九条 通商産業大臣は、第二条第四項の政令の制定若しくは改廃の立案をし、又は第五条

第一号若しくは第二号の通商産業省令若しくは第十五条第一項の技術上の基準を定める通商産業省令の制定若しくは改廃をしようとするときは、協会の意見をきくとともに、公聴会を開き、広く一般の意見をきかなければならない。

(聴聞)

第九十条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第二十二條、第二十五條(第三十五條において準用する場合を含む)、第二十六條、第三十四條、第五十四條、第六十四條、第六十七條、第七十七條又は第八十條の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対して相当な期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(協会又は指定検定機関の処分についての審査請求)

第九十一条 第四十一条の規定による協会又は指定検定機関の処分に不服がある者は、通商産業大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができ、

(不服申立ての手続における聴聞)

第九十二条 この法律又はこの法律に基づき命令の規定による処分(第四十一条の規定による協会又は指定検定機関の処分を除く)についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く)は、第九十条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(経過措置)

第九十三条 この法律の規定に基づき政令又は通商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は通商産業省令で、そ

の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(適用除外)

第九十四条 第二章から第四章までの規定は、高圧ガス取締法第三條第一項第八号の政令で定める液化石油ガスについては、適用しない。

(権限の委任)

第九十五条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は都道府県知事に委任することができる。

第七章 罰則

第九十六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三條第一項の許可を受けないで液化石油ガス販売事業を行なつた者

二 第二十六條の規定による事業の停止の命令に違反した者

第九十七条 第八十條の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第九十八条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八條第一項の規定に違反して第三條第二項第二号から第四号までの事項を変更した者

二 第二十一條、第二十二條、第十九條第一項又は第二十一條第一項の規定に違反した者

三 第八十四條第一項の規定により附された第三條第一項又は第八條第一項の許可の条件に違反した者

第九十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十三條の規定に違反して液化石油ガスを販売し、又は引き渡した者

二 第三十九條の規定に違反して液化石油ガス

器具等を販売し、又は販売の目的で陳列した者

第一百条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十五條第三項、第三十一條又は第三十八條の規定による命令に違反した者

二 第十六條第一項又は第二項の規定に違反した者

三 第三十條第四項の規定に違反して表示を附し、又は封を施した者

四 第三十四條の規定による事業の停止の命令に違反した者

五 第三十七條第一項の規定に違反して配管設備の設置又は変更の工事をした者

六 第四十二條の規定に違反して表示を附した者

七、第六十二條第二項の規定に違反して検査を行なわず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

八 第六十四條の規定による禁止に違反した者

九 第八十四條第一項の規定により附された第十三條の指定の条件に違反した者

第一百一条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第七條又は第三十六條の規定に違反した者

二 第十九條第二項、第二十一條第二項又は第二十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第八十一條第一項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

四 第八十二條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第八十三條第一項若しくは第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第一百二条 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一万円以下の罰金に処する。

一 第七十四條の許可を受けないで検定等の業務の全部を廃止したとき。

二 第八十一條第二項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第八十二條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第八十三條第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第一百三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九十六條又は第九十八條から第一百一条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第一百四條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第六條第一項若しくは第二項、第八條第二項、第九條、第十條第三項(第三十五條において準用する場合を含む)、第二十九條、第三十二條、第三十七條第二項、第四十八條第二項、第四十九條又は第五十一條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十六條の規定に違反して登録証を返納しなかつた者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八十七條第三項及び第八十九條の規定は公布の日から、第十一條及び第十三條の規定は公布の日から起算して一年六月を経過した日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現に高圧ガス取締法第五條第一項又は第六條の許可を受けている者は、この法律の施行の日から六十日間（次項の規定による届出をしたときは、その届出をした時までの間）は、第三條第一項の許可を受けないで、従前の例により液化石油ガス販売事業を行なうことができる。

2 前項の規定により液化石油ガス販売事業を行なうことができる者は、同項に規定する期間内に、通商産業省令で定めるところにより、第三條第二項各号の事項その他の通商産業省令で定める事項を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出たときは、当該液化石油ガス販売事業について、それぞれ同条第一項の通商産業大臣又は当該都道府県知事の許可を受けたものとみなす。

第三条 この法律の施行前に液化石油ガスの製造について高圧ガス取締法第五條第一項の許可の申請をした者であつて、この法律の施行後にその申請について同項の許可を受けたものは、当該許可を受けた日から六十日間（次項の規定による届出をしたときは、その届出をした時までの間）は、第三條第一項の許可を受けないで、従前の例により液化石油ガス販売事業を行なうことができる。

2 前項の規定により液化石油ガス販売事業を行なうことができる者は、同項に規定する期間内に、通商産業省令で定めるところにより、第三條第二項各号の事項その他の通商産業省令で定める事項を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出たときは、当該液化石油ガス販売事業について、それぞれ同条第一項の通商産業大臣又は当該都道府県知事の許可を受けたものとみなす。

第四条 この法律の施行前に液化石油ガス販売事業についてされた高圧ガス取締法第六條の許可の申請であつて、この法律の施行の際に許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の

例による。

2 前項に規定する高圧ガス取締法第六條の許可の申請をした者であつて、その申請について同条の許可を受けたものは、当該許可を受けた日から六十日間（次項の規定による届出をしたときは、その届出をした時までの間）は、第三條第一項の許可を受けないで、従前の例により液化石油ガス販売事業を行なうことができる。

3 前項の規定により液化石油ガス販売事業を行なうことができる者は、同項に規定する期間内に、通商産業省令で定めるところにより、第三條第二項各号の事項その他の通商産業省令で定める事項を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出たときは、当該液化石油ガス販売事業について、それぞれ同条第一項の通商産業大臣又は当該都道府県知事の許可を受けたものとみなす。

第五条 液化石油ガス販売事業に係る附則第八條の規定による改正前の高圧ガス取締法第十四條の三第一項の許可又は第二十条の完成検査の申請であつて、当該申請に係る者が附則第二條第二項、附則第三條第二項又は前条第三項の規定による届出をした際に当該申請に係る許可若しくは不許可の処分又は完成検査の結果についての処分がされていないものについての許可若しくは不許可の処分又は完成検査の結果についての処分については、なお従前の例による。この場合において、当該許可若しくは不許可の処分又は完成検査の結果についての処分は、通商産業省令で定めるところにより通商産業大臣又は都道府県知事がした第八條第一項の許可若しくは不許可の処分又は第十二條の検査の結果についての処分とみなす。

2 都道府県知事は、前項の規定により通商産業大臣のした処分とみなされる処分をしたときは、その旨を通商産業大臣に通報しなければならぬ。

第六条 附則第二條第二項、附則第三條第二項又は附則第四條第三項の規定による届出をした者

の液化石油ガスの販売施設であつて、附則第八條の規定による改正前の高圧ガス取締法第二十条の規定により都道府県知事が行なう完成検査を受け、同法第八條第一号若しくは第三号の技術上の基準に適合していると認められたものは、通商産業省令で定めるところにより、第十二條の規定により都道府県知事が行なう検査を受け、第五條第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していると認められた販売施設とみなす。

第七條 この法律の施行の際現に行なわれている消費設備の設置又は変更の工事については、次条の規定による改正前の高圧ガス取締法第二十条の規定を適用し、第三十六條及び第三十七條第一項の規定は、適用しない。

（高圧ガス取締法の一部改正）

第八條 高圧ガス取締法の一部を次のように改正する。

第六條本文中「高圧ガスの販売の事業」の下に「（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第

号。以下「液化石油ガス法」という。）第二條第三項に規定する液化石油ガス販売事業を除く。）を加える。

第十五條第一項ただし書中「販売業者」の下に「若しくは液化石油ガス法第六條第一項の液化石油ガス販売事業者」を、「第六條」の下に「若しくは同法第三條第一項」を加える。

第十六條第一項ただし書中「又は販売業者」を「若しくは販売業者又は液化石油ガス法第六條第一項の液化石油ガス販売事業者」に、「又は第六條」を「若しくは第六條又は同法第三條第一項」に改める。

第二十四條中「液化石油ガス又は」を削る。

第二十九條第四項第二号及び第三十條中「又はこの法律」を「若しくは液化石油ガス法又はこれらの法律」に改める。

第三十七條第一項中「又は第二十四條の第二項の事業所」を「若しくは第二十四條の第二

項の事業所又は液化石油ガス法第三條第二項第二号の販売所」に、「又は特定高圧ガス消費者」を「若しくは特定高圧ガス消費者又は同法第六條第一項の液化石油ガス販売事業者」に改め、同条第二項中「又は特定高圧ガス消費者」を「若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六條第一項の液化石油ガス販売事業者」に改める。

第三十九條第一号中「又は特定高圧ガス消費者」を「若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六條第一項の液化石油ガス販売事業者」に改め、同条第二号中「特定高圧ガス消費者」の下に「液化石油ガス法第六條第一項の液化石油ガス販売事業者」を加える。

第五十九條の九中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 液化石油ガス法第二條第四項に規定する液化石油ガス器具等の製造又は販売の事業を行なう者及び同法第三十九條の指定検定機関

第五十九條の二十八第三号中「第三十一條第三項」の下に「及び液化石油ガス法第二十条第三項」を加え、同条第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 液化石油ガス法第三十九條の検定及び同法第六十條第一項の試験（以下「検定等」という。）を行なうこと。

第五十九條の二十九第三項中「保安検査等」の下に「又は検定等」を加える。

第五十九條の三十第一項中「保安検査等」の下に「又は検定等」を加え、同条第二項中「保安検査等」の下に「又は検定等」を加え、「検査を」を削り、同条第三項中「保安検査等」の下に「又は検定等」を加え、同条第四項中「この法律に」を「液化石油ガス法若しくはこれらの法律に」に改め、「保安検査等」の下に「若しくは検定等」を加える。

第六十一条中「特定高圧ガス消費者」の下に、「液化石油ガス法第六条第一項の液化石油ガス販売事業者」を加える。

第六十二条第一項中「高圧ガスの輸入をした者」の下に、「液化石油ガス法第六条第一項の液化石油ガス販売事業者」を加える。

第六十三条第一項中「販売業者」の下に、「液化石油ガス法第六条第一項の液化石油ガス販売事業者」を加える。

第六十四条ただし書中「第三十六条第一項」の下に「又は液化石油ガス法第十五条第四項」を加える。

第七十四条第一項中「その旨を当該都道府県公安委員会」を「政令で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会又は消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長）に改める。

（罰則の適用）

第九条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項、附則第三条第一項又は附則第四条第二項の規定により従前の例によることとされる液化石油ガス販売事業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

第十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第六号の三中「又は第六条」を「若しくは第六条又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第 号）第三条第一項」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）

第十一条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第三十八号の次に次の一項を加える。

三十八の二 液化石油ガス販売事業を許可すること。

第十一条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 液化石油ガス器具等の検定及び型式の承認に関すること。

第十一条第二項中「同項第七号」を「同項第八号」に改める。

第二十七条第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 液化石油ガス器具等の検定及び型式の承認に関すること。

昭和四十二年七月十一日印刷

昭和四十二年七月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局